

の綿を混合するを普通としたが、其の缺點は此の綿は摩擦に依つて起る熱の爲め黒焦げになることである、ブ市の或る會社にては大規模に或る特殊の機械を建築し其の工場内に於て種々の試験を行なつた結果何等の混合物を用ひずして此の耐火性の物質を處理することが出来た様になつた、即ち自己の工場に於てその原料を搗き碎き、清潔に洗濯し梳毛し紡績して後織るので結局此の織物は水壓によつて欲する所の型に作らるゝのである、普通の機械製造の目的以外に石綿といふものは今では自動車の商止めや聯軸器の裏張り用ひられて居るが、此の會社では世界有名な數種の自動車に所要の全部の商止、聯軸器の裏張りを供給して居る、自動車工業に於てブ市に於ける最も代表的ものは Jowett Car Ltd. であるが同社は強馬力の輕量な車を作り、最も安價に供給して信用を博して居る、當市の工業的生産の多種なることは次の如き數例に依つて知ることが出来る水の冷却塔(世界最大の装置のもの)がブ市の或る會社の經營で建つて居る、防火扉、防火隔壁並に防火装置一切、通風機械、橋樑、水

壓機、瓦斯發生機、印刷機、電車制動機、瓦斯電力メーター、機械製造具等々之れである。當市の最も大なる機械工場は以前 Phoenix Dynamo Company があつたが、之れは English Electric Company Ltd. と合併された、その本社はロンドンにある。◎工業學制度
ブ市には幾多の公立學校があるので有名である、(1)ブラッドフォード工業專門學校は其の生徒に工業的科學及實修を完全に授業する所勿論毛織工業には特別の注意を拂つて居る、從つて其の學生の如きと世界各地より集り、其の講義を聞いて居る、(2)ブラッドフォード水分檢定所は同市共同の管轄の下にあるのであるがトップ系等の水分檢定書を發行して居る其の檢定書は世界織物中心地の如何なる顧客にも權威あるものとして認められて居る、種々なる形に於て羊毛に含有される水分の率は買手に取つて勿論根本的重要なものである。何となれば彼等は目方で買取るから、そして此の水分檢定書の設立前に於ては水分率に暫々問題を惹起したのであるが現今では殆んど之を耳にしない。

(3)ブラッドフォード商業會議所は毛織物工業に於て世界に冠たるものである、其の歴史に於ても最も價值ある貢獻をなせること唯に其の會員に對してのみならず同時に毛織物取引上一般の利益に資する所大である、又取引上苦情の起きた場合の仲裁を判決は實に各國の商業會議所が之れに模倣して設けた位である、商業會議所の無給の仲裁者が絶體公平なることは既に廣く世間に知れ居る所で、例へば同所の會員と問題を起して居る外國買付人でも暫々其の事件が同會議所に照會されればならぬ事を希望する位である、又紛争者の兩方が外國人同志であつても或る事件の如きは實際に此處の決定に従ふ可しとするところもある、同會議所は常に率先して英、佛、白、獨、伊、チエツコ各國の毛織物に關係を有する商業會議所や其他の商業團體と仲條條項の交渉をなすもので、從つて其の關係者は其の會員に勤めて凡ての契約には此の仲裁約款を必ず挿入する様にと盡力せねばならぬ事となる。

◎中心地となる
勿論 West Riding の生産は倫敦、マンチエスター、リバプールグラスゴの輸入商人の手を經ねばならないけれども、ブ市は此等の生産品の輸出中心地として數多の利便を有する、何故と言へば直接に生産地と接觸して居るからである、ブ市の輸出業者は毛製品の各タイプの製造家と極はめて親密に且密接なる關係を有して居る、そして遙離して居る商人よりは凡ての交渉事に至極便利な地位に置かれて居る、從つて假令倫敦の倉庫が外國人の買人に接近し易いとしても、其の顧客の重要な註文品の場合には態々北上してブ市に行くことを厭はず必要とするのである、倫敦からの最も近道は Kings Cross 驛より L. N. E. 線を利用すること、リバプール及マンチエスター、グラスゴより L. M. S. に依ることを要する立派なホテルがブラッドフォードに接近して兩鐵道會社によつて夫々設備されて居る。

(註)
以上の如きブ市特種の長所あれ共現在在は昔日の名譽を維持し難く特に其の生産費高くて外國品との競争に不堪、獨、伊に販路を奪はれつゝあり、さればブ市の方面の製造家乃至 Federation of Bri-

Tab Industries. 等が次の如き方法を攻究中である。
(1)生産費輕減の爲め小規模製造家の合併
(2)生産工程の改善(新式且大規模の機械採用)
(3)販賣方法の改善(外國市場より

正確なる報告を得る爲め有力なる Organization 設立)
日本は遠からず支那、印度、南洋方面にて英國と競争する時あるべきを豫期し相當の研究を今よりして置く必要がある。

亞爾然丁共和國綿布事情

ベノスアイレス市の綿布市場
ベノスアイレスはアルゼンチン共和國の大市場であると共に南米諸國に於ける最大の市場である丈に活氣が充溢して居る、他の南米諸國の市場が南米一流の明日主義であるに反し取引が敏活に行なはれて居る。
アルゼンチン共和國の綿織物及加工品總輸入額は一九二六年度に於て金貨六六、一三七、〇八六ペソ(税關査定價額による)邦貨換算額一三五、二七八、八〇〇圓で國內全輸入額の約一割に相當する、而して此内本邦の綿織物及加工品の輸入額は金貨一、二九一、八五五ペソ(邦貨二、六四二、五〇〇圓)即ち歐洲各國輸入全額の二分弱に當り辛うじて第七位を占めて居る。

海外紡織事情

歐洲諸國の綿織物並に加工品輸入の割合は
英國 三割五分、佛蘭西 六分五厘、伊太利 二割五分、獨逸 四分、米國 一割三分、日本 二分弱、白耳義 七分、其他諸國 七分五厘
であつて生地綿布のみは本邦品が英國に次ぎ第二位を占め稍意を強うするに足るけれども、染色綿布及綿糸類は第六位である、尤も其の金額に於ては生地綿布に匹敵して居るか、其他の晒、白、捺染、雜綿、綿毛布、ベツドカバー其他の加工品は誠に微々たるものにて各國の最下位にある、此等は製織改良の研究により各國に伍して販路擴張の可能性が充分にあるものと思はれる。
尙一月十八日より二十一日迄に

ベ市にて開かれたる邦品見本展示會の結果に依つて見ると左の通りである。
生地綿布(粗布)ドリル天竺等既に市場に宣傳せられ輸入されて居るが廣巾天竺(七〇吋)廣巾細布(四〇吋)は甚だ好評にてはあるが當市場の需要は七十八吋であるから同巾物製織出來得ればシーツ用として賣行有望である。
綿帆布(品質は不評ではないが高値の爲め不引合である、現在の市場は北米品獨占の状態である、本邦帆布工場は生産費低減と運賃の低下を見るにあらざれば北米品に對抗競争する事は困難である、無地綿布の外綿物及薄物は除幕用として賣行がある。
生片綾ネル(英米品に比し遜色なく好評である、値段により相當數量賣行見込あり。
綿糸類(伊豫ネル、白無地綿物有望にて今後益々賣行増加することと思ふ、綿物は新柄の研究工風を要する。
紀州ネル(無地四色、捺染共に頗る有望であるが捺染物は新工風を要する、印度向柄を工風すれば賣行あると思ふ。
小倉地(大體に於て好評である

が何れも巾が短い、諸外國より輸入のものは五十四吋でこの巾が最も需要が多い、若し本邦にてダブル巾の製織不可能なれば、最低三十五吋とすれば賣行見込あり、而して他國に對抗競争するにはダブル巾織機に改良する事が急務である。
綿小倉(柄は頗る好評なれ共薄地の爲不向である、本小倉織厚地ヒシ巾五十四吋とすれば賣行見込みあり。
ホームズパン(頗る好評、ダブル巾に改良を要する。
文化織(好評なれども高値の爲不向である。
起毛裏地織(ズボン地綿物に改良して厚地織とすればズボン地用として賣行と思ふ、巾五十四吋とする事、雜綿布中、小倉織は最も有望であるが白耳義、伊太利品の勢力強く、仲々侮り難し、機業家の織機改良と價額の低減を圖ることが肝要である。
ギンガム(有望なれども高値の爲不向である。
綿三ツ綾(好評賣行見込あり。
大正布(有望。
ポプリン(平地、綿、無地、朱子縞、眞田)好評なれども何れも

本糸にて厚地に過ぎ光澤少し、故に糸使を細くシルククフィニッシュとし新柄を工風する事、シャツ地及ブジヤマ地としては伊、佛、英國品が盛んに輸入されて居る...

一般に本邦の機業家は品質にのみ重きを置き柄柄色の取合せ研究が足りない、見本などは在来の有り合せ柄と品質見本を兼ねたものを取合せ見本として出し、柄は指定により如何なる柄にても注文に座するてふ遺り口であるが...

に歐美品の後塵を拜せねばならぬのである。縮縮ニ燃糸の関係及び糊加減硬きに過ぎる為め肌觸悪しとの批評あり、糊氣少なき撚甘き佛國品にて本邦品の竹紋のものを賣行あり。

友仙柄ニ小柄にて不向なり、大柄を工風し蒸者其他古代武器等の純日本風の柄が歓迎さる、松生地程度のものが友仙柄として賣行き有望である、柄見本と生地とを區別せず、各生地柄模様捺染したる見本を有する。

加工綿布ニ捺染五枚朱子、綿友仙捺染細綾、好評賣行見込あり(晒金巾、晒細綾、晒綾、染色綾)英、伊國に劣らず好評である、賣行有望であるが値段の問題である...

縮糸製品 縮糸ニ好評なれ共サイズ六〇×六時にて値段低下するにあらざれば白耳義及獨逸品と對抗競争すること困難である。ベツドカバーニ好評なり、伊太...

利品獨占の状態なれど仕上げと柄模様を研究改良すれば伊太利品に對抗して賣行見込がある。皿敷反センターニ好評賣行見込あり。

佛領印度支那西貢及シヨロンに於ける綿布取引事情

西貢港輸入年額約一億圓の内綿製品の一割五分を占め輸入品の大類なり、別項佛領輸入統計の各種製品の五割乃至九割は西貢港に於て取扱ひ居れり、依つて此の南部地方即南安南、交趾支那、カ...

即ち千九百二十六年年度綿製品輸入高を見るに西貢港上は生地綿布一六、七三一疋中一、八九五疋晒金巾五八、五六七疋中四二八四...

は人絹糸使用割合を明記する事 綿製タオル内國製品に壓倒され年々輸入減少しつゝあり、優等品の外賣行見込なし。(昭和三年二月商工省派遣旅商報告に由る)

布五四六二疋中、二、五九〇疋なる數字を示し居れり。シヨロン市は西貢港の地積にて純然たる支那人町にて西貢港より人口寧ろ多く二十萬人と稱せられ...

是等支那人の手により輸入さるゝ本邦品は先に輸入統計に見る如く大部分無地物にて綿フランネル縮なり綿フランネルは普通九〇生地と稱せらるゝものにて色目は

白、黄、緑、赤、時なり、縮は三磅品の白、時色なり。

歐洲大戦當時は佛國品の輸入を見ざりし爲め輸入税の高率にも拘らず相當本邦綿製品の活躍を見、生地綿布に於ける、コトン、ダツク、細布、天竺等、晒金巾、無地染、縮フランネル、縮、縮毛布等...

白、黄、緑、赤、時なり、縮は三磅品の白、時色なり。歐洲大戦當時は佛國品の輸入を見ざりし爲め輸入税の高率にも拘らず相當本邦綿製品の活躍を見、生地綿布に於ける、コトン、ダツク、細布、天竺等、晒金巾、無地染、縮フランネル、縮、縮毛布等...

ける綿製品は佛國及び其の殖民地品に限られ如何に我國綿製品が佛領に於て貧窮なるか知るに足らん輸入國別は佛國及其の殖民地、香港、新嘉坡、支那、他の國とより區別なく、従量關稅の爲金額の表示なし。

Table with columns for year (1924-1926), region (France, Hong Kong, etc.), and value. Values range from 1,171 to 5,706.

晒金巾 一九二四年 元、四七七 一九二五年 三、九三三

佛國及殖民地 一九二六年 五、七〇六 香港 一、〇四六 支那 ナシ 他國 ナシ

Table with columns for year (1924-1926), region (France, Hong Kong, etc.), and value. Values range from 1,171 to 5,706.

他國 一九二四年 一、七七〇 一九二五年 一、八二九

佛國及殖民地 一九二六年 二、六三六 香港 一、八〇三 支那 ナシ 他國 ナシ

Table with columns for year (1924-1926), region (France, Hong Kong, etc.), and value. Values range from 1,171 to 5,706.

以上示されるものは獨り綿糸あるのみにて、是とて香港より支那

商人の手を廻して入るものにして、其他生地綿布(重に粗布、土人上着に手染る)及加工品共統計表の示す如く九牛の一毛程にもつかぬ位といふ状態にある所以は主として高率の輸入税に原因するものなり、即ち我國は、英、佛、米、伊、蘭の最惠國より除外せられ各税率表を見るに何れも二倍の高税を課せられ居り、併し支那は佛國が印度支那を手に入る際、極力兵力を以て安南軍を應援し佛軍を

新嘉坡に於ける綿織物事情

歐洲大戦當時新嘉坡對日綿製品取引は旺盛を極め約五百萬弗以上なりしも近年減少の傾向を示し一昨年度昨年度は三百萬弗程度となりしは、人或は本邦品の戦時中粗製品を輸入せし結果なりと斷じ、又は極端に歐洲品の復活の結果本邦品市場より駆逐せられたりと云ふも、斯く一概に言はれざる所以のものは、戦後海運業の發展に伴ひ新嘉坡を中繼港とせる爪哇の如き、暹羅の如き、又は波南により馬來半島北部の如き漸次直接我國より積荷する事になり、夫れ丈新嘉坡は本邦品を取扱ふ範圍を失ひ

備す事甚だしく、漸く佛國の安南を占領する事を認むる代償として特別の税率を設けられ最惠國同様乃至其れ以下の商品もあるとの事なり、依り綿糸布の如く高率中の高率品も支那人の手を廻れば幾らんが兎に角一日も早く佛領印度支那の税率の改訂を期せざる可からざるを痛感す。(昭和三年一月商工省派遣旅商報告に依る)

に依り減額の見込みも、更に進んで高級品に進む餘地充分ありと認む、併し本邦品は僅かに前記の如く年額三百餘萬弗にて總輸入額の約一割を占むるに過ぎず、益々研究の必要あり、殊に最近獨逸品の南洋進出は数字的に見ても著しきものあり、其の經濟的貿易進展の組織完全と品質の優良と相俟つて近き將來に於ては英國品に對しては一大脅威なるべきは勿論、我國品の伸張に對しては大なる障害といふべし。

更に下級品なる黒染天竺細布の如き新嘉坡にて組織的に染色され其の堅牢なる染色は土人の需要を逐年増加し、遂かに英領ボルネオ方面に輸出され居り、又一時本邦品の獨占状態なりし五彩布の如き廣東製品に壓倒され僅少の輸入に止まる等益々本邦品の高級品研究の必要ありと痛感せらる。

市場に現はれたる各國品及本邦品生地綿布に於ては英國品最も多く七割を占め和蘭品本邦及本邦在支會社等各一割五分を占めるものと見ることが當なり、併し本邦品としては粗布三期、九龍標、細布人頭牌太綾、鷲鳥、月童子標、天竺

牡丹菊三ツ輪標にて年々減少の歩調を辿る傾向あり、晒金巾に至りては僅かに本邦品として二編親書を郭子儀標が月々に、三十俵の人貨を見るの外は全然英國品の一入舞臺にて大いに研究の餘地あり。染綿布は比較的本地品多數見受けられるも所謂下級品にて細布無紅染天竺黒染カキードリル無光輝細綾綿糸(三封品)等にて、高級品は英國、中級品は獨逸品、和蘭品、伊太利品等なり。捺染綿布は近年本邦捺染工業の發達により、各種更紗、白地花柄縞物細綾無地ボリン綿糸等多數見受けらるゝも是亦英國品の一割にも達せず、殊にポイル、オーガンディーの捺染に至りては美望の外なく、市場に現はれたる是等の價額は實に低廉なるものにて本邦品との値開き約二十錢に及び獨占状態にて英國が輸入額の大半を占む。

其他織物の高級シャツ地家庭用(ティブルクロスの如き)等は英國品の獨占にて人絹交織品は和蘭品獨逸品多數見受けらるゝ之に對して本邦品として下級シャツ地なる縞三綾あるのみにて目下の處本邦品獨占にて其の柄ゆきの變遷極り

なき點より歓迎され居るも、將來五彩布の如き運命にあるなきかを憂ふるものにて、現に馬來半島にては近年減少の傾向あり、スマトラ、英領ボルネオに再輸出するもの大多數の由なり。

綿毛布は本邦品と見るべきもの總輸入額の過半を占め居るも最近屑糸の輸入激増の傾向あるは當地品の増加を物語るものにて本邦品にとりては一大脅威ならむ。

各地綿製品の取引状態此地は南洋貿易の中心地なる點よりして英國、獨逸、和蘭、伊國等は彼南メダン等よりも一層長期信用貸付制度にて甚しきに至りては六ヶ月に至るものある由、然も英、獨の如きは輸出手形損害保險

墨西哥に於ける綿織物概況

墨國の産業熱は近時益々高潮に達して布帛類の如き可なりの發達を見、高尚なる製品を除きては皆國內製品によりて市場を満す有様なり、此等は多くは佛人の經營にて其大なるは二三百萬圓より二十萬圓の大會社にして紡績及綿製品メリヤス靴下等を産出し又絹物人造絹布の如きも多少の生産あり。

海外紡織事情

補償制度の下に極端に貸付を爲すため自然取引條件寛大にて顧客の取引となり、貿易を進展せしむるものと認めらるゝ之に對して本邦一般綿製品の取引は現金制度なる點よりして、非常に不利なる立場にあるは争はれざる處なり。依つて本邦對當地取引は神戸華商にのみ依ると言ふも過言にあらず、本邦取扱業者にて支店を有するは僅かに三井物産支店綿布部のみの取引條件に英佛の域に達せば商標の擴張は期して俟つ可く識者の一考を要する處ならむ。(昭和三年三月六日商工省派遣旅商報告に由る)

布帛商人は佛人とトルコ人にし輸入品としては瑞西のレースリボンマンチエスターの高等綿製品之に次ぎて米製品にして捺染バヤリ何れも滋味ある嗜好なり。綿布輸入税は織維の差等組織の密度によりて夫々異りたる規定にして概要を掲ぐれば左の如し。綿縮、松キロ、白一、五〇色二

Table with 2 columns: Item Name and Price/Value. Includes items like 五〇綿毛布三、〇〇メリヤス四、五〇〇, 同 同 二四以上七、〇〇, 同 同 紋織八、七五, etc.

尤も營業者としては収益税、印紙税、教育税道路税に至るまで苛重なる負擔あり、されば卸商と雖も原價の二割小賣商に至りては五割位の利得は當然とせられ敢て怪むものなし。首府に於ける輸入商は概ね問屋小賣共兼營にして單に輸入問屋のみのもは殆んどなし。近來トルコ人の活動は實に目撃しく到る處に發展しつゝあると言ふも其結果は却つて厄介なる状態に陥りしとの事にて、何れも成行を懸念し居り。首府に於けるトルコ人は約十萬あり、彼等はよく一致團結して刻苦精勵其の倦む所を知らず、何れも有力にして餘裕綽々たり、サンフラン、ラゲニアの大市場を初めカブチーナ街は大低彼等の支配する所なり。綿布は用途により廣巾を必要とするも巾三十吋ものは市場に極めて少なく大抵二十七吋巾なり、されば綿縮の如く當地向のものは二十七吋巾にて宜しく、關稅諸掛り等に大なる輕減となるべし。綿縮同加工品は相當有望なり、此際一層の努力宣傳こそ尤も必要の事とす、又人絹も充分見込あり、京都

の金入り模様織も中々好評なり。綿毛布、メリヤス、タオル、シーチング、フランネル、ドロンウオ...

墨國の勤勞取締は實に嚴格を極めたるものにて、八時間を確保して荷も違背せんか直に五圓以上...

埃及に於ける綿製品事情

一、需要状態 (イ)綿縮縮は同地に於て婦人が「ガラビヤ」(ガラビヤとは埃及人の通常男子服にして其形は醫師の手術着の長きもの埃及の男子は凡て之を着て居る)...

入して今年の關稅は半減すべしとの事なり、されば政府の苦衷は並大抵にあらざる事ならんも、そこが正直なる日本人とは大ひに異なる所あり、難局なりとて介意するに及ばず、況んや國土は日本の三倍あり天恵無盡の富原は到る所に横るをや。

占め、佛國、チエツクスロバキヤ、埃國これに次ぐチエツクスロバキヤより輸入せる「カストロール」と稱せらるる巾七十二吋強長さ三十五乃至四十米(巾二十八吋強長さ三十八乃至四十三吋七分)物にて立竊捺染裏毛のもの賣行良好なり。

は伊國品が多く輸入せられたるも現在本邦品に壓倒せられ僅に細糸にて製織の高級品のみの輸入を見るに過ぎざる有様なりこの三綾の需要は今後益々増加の傾向にある...

(リ)捺染綿布は相當の需要もあるも現在市場には英國品最も多くして他品は一寸出来るかの觀あり即ち英國品は註文引受の最底数の少き點と値段の低廉なる點に於て他の比に非らざるが如し依つて本邦品は今の處賣込は困難なるべし...

英國品に比して價格に於て一割五分乃至二割も高く一寸これは競争困難の如しこれは日本品に於ける加工賃が高き爲か(?)今一步研究を加へ値段に於て英國品と對峙出来る様計の事か最も必要と考へらる、尙マダホラムと稱する巾三十三吋長さ四十碼或は二十碼もの細糸にて製織せる高級品にして埃及に於ける輸入綿布中最大額の需要あれども、本邦にて試織するとも目下の處値段に於て引合はさるものと認めらる。

(ル)色縮布は輸入品の水に埃及内地に於ても染色する物數多ありマダホラム及メラヤ等は生地を輸入しそれを染色するものもあり、工賃はメラヤ巾九十吋(三十五吋半)長さ九碼にて一反に付邦貨三十五錢位に當り餘り安からざるも其の仕上等に特種の風合ひあり。

綿布課稅評定價格表 (各國共通)

Table with columns for fabric type (e.g., 番號, 一米突, 平方), weight, and price. Includes sub-headers for '二、寸法' and '四、輸入關稅'.

海外紡織事情

五	七〇以上	七〇
六	七〇以上	七〇
七	七〇以上	七〇
八	七〇以上	七〇
九	七〇以上	七〇
十	七〇以上	七〇
十一	七〇以上	七〇
十二	七〇以上	七〇

税関若くは保税倉庫に保管中の商品に對し關稅支拂の際に現行率に依り、關稅を徵收す荷物の綿密なる検査は商品取引上に有害なるを以て税関に對する申告には前記表中の種別に従ひて商品の種類を示し且各綿布の數量、巾及び長さを記述すべし。

輸入者の請求に依り検査の結果綿布のみの純重量が該商品を前記表中の或る欄よりも寧ろ他の一欄に屬すと認められたる場合には其の認定価格は後者に依るものとす。尤も純重量より其の三パーセント若くは四パーセントの風袋を控除せるものを基礎として之に課税すべし。

「クローポン」はした切れ(Kommu)刺繍を施せるもの、加工せるもの(註三参照)若くは絹糸又は人工絹糸を混用せるもの、レース類並ゴブラン織其他の模造品(但しプリンター物はこの限りならず)等には前記認定価格表を適用せざるものとす。

九五〇

註の一 絹物擬としたるもの、ニライナードを施したるもの及び其の類似品には前記認定価格表を其儘適用するも其の對價として同表に於ては織上後染色のものに屬する商品に對しては二パーセント染糸織のもの及び更紗の項のものには一パーセントの割増を含み居るものとす。織上後染色のものは一色染のもの、意なり。

註の二 "Quota" と稱するものは(税関に見本を備へあり)目下の處表中に含まれず其の都度税関に於て評價し課税すとは加工せるもの(Kravallig)とは綿布の織方につき特殊の技巧を用ひ又は或る種の好奇的細工を加へたるもの刺繍擬ひ、透し織(Ajute)若くは筐線物(Chonille)等を意味し此等は關係者協定の上其の見本を税関總務局に保管し此等との同一品又は類似品と對照の便宜に供するものとす。

九五〇 綿織物の購買力は同地に於ける棉種後最も旺盛にしてその季節は即ち九月末より三月頃迄より、輸入の商談としては九月以後翌年二月頃迄に着荷する物最も多きも埃及は氣候の變化少なきを以て一年を通じて相當賣行あり十月より翌年四月頃迄は日本に於ける秋頃の氣候にして其他は日本に於ける夏に相當せり、綿糸及び裏地用物等はこれの涼しき時に於て賣行良好なり。

七、本邦との運輸關係
商取引に關し運賃の影響する事最も重大なるは今更言ふ迄もなく埃及に輸入する、綿布の競争國より日本は不利なる立場にあるは已むを得ざる事なるも將來同國との取引を増進するには相當の點に意を拂はざる可らず即ち主なる競争國よりの運賃率は次の如くなり。

伊太利よりポートセツト或はアレキサンドリヤ迄 四十志
佛國より同同 三志乃至五志
英國より同同 三志——五志
チエツク國より 四志——五志
日本よりポートセツト迄 六志
日本よりアレキサンドリヤ迄 六志

埃及に於ける綿織物輸入高

輸出		一九二五年		一九二六年		一九二七年上半期	
國	噸	平方米	埃及磅	平方米	埃及磅	平方米	埃及磅
英國	一九二五年	五八七、八六〇	一、四四三、九六	五〇六、三五四	一、三七一、八五〇	五〇六、三五四	一、三七一、八五〇
佛國	一九二五年	二二六、八四九	四、四七二	二〇六、七〇〇	二、〇六二	二〇六、七〇〇	二、〇六二
日本	一九二五年	四一九、七七一	一、三九九七	三三〇、四七〇	七三、五九	三三〇、四七〇	七三、五九
伊國	一九二五年	三三、五九九	一、三九九七	一、三九九七	四九、七二	一、三九九七	四九、七二
日耳曼	一九二五年	一、五、四七	三、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九
佛國	一九二五年	二、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九
チエツク	一九二五年	二、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九
其他	一九二五年	二、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九	一、三、五九
計	一九二五年	九、三五七、三三九	二、四九、七二	五、九六五、三三	二、六二、八三	五、九六五、三三	二、六二、八三

(イ) 國別による輸入高 (單位千位)

上記綿布輸入合計高は各期に於ける總輸入高の一九二五年は一五、九パーセント一九二六年は一、四パーセント一九二七年上半期は一、三、七パーセントに該當す。

種類		一九二五年		一九二六年		一九二七年上半期	
平方米	埃及磅	平方米	埃及磅	平方米	埃及磅	平方米	埃及磅
生地	六、四〇三	一、九七九	四、六〇三	一、三〇〇	三、五九	一、三〇〇	三、五九
晒染物	一、八七	三、四、一七	一、三、一三	一、八、〇〇	五、九	一、三、一三	三、五九
擦染物	四、三、六六	一、七、七三	三、五、〇一六	一、四、三、五	五、八	一、四、三、五	五、八
織上染色物	三、四、三三	一、一、五五	三、六、四六	一、〇、九八	一、四、三、三	五、八	一、四、三、三
染糸製織物	三、八、六	一、五、五	三、六、四	一、〇、九八	一、四、三、三	五、八	一、四、三、三
其他	一、六、一〇	六、六三	一、四、三、七	一、三、七	五、九	一、三、七	五、九
合計	一九二五年	九、三五七、三三九	二、四九、七二	五、九六五、三三	二、六二、八三	五、九六五、三三	二、六二、八三

(ロ) 種類別による輸入高

埃及に於ける生及び晒綿糸輸入高

海外紡織事情

右は一噸或は一十噸に對する運賃にして英貨にて表はしたるものなり、一志は現在相場にて邦貨の約五十二錢見當なり。

八、販路擴張に對する事項
前述の如く埃及の綿織物に對する需要は益々増加する一方にして將來同國に向け本邦品の賣込を増進するには未だ充分なる餘地あるべく信ぜらる然しこれが新方面の實現には當面各自の充分なる研究と不斷の努力を要す可し、自今必要と認むる事項を示せば左の通り

(一)粗布及び綿リン等の如く現在一人歩きの出来る物は別として加工品に對しては他の競争國と餘り差異なき程度の支拂條件を日本に於ても安心して認容するに至らしむる事及び同國市場に流行の柄合又は色合等を常に調査研究する事。

(二)柄物及び色物に對する引受最低數をこれ迄より引下げ他の競争國の夫れと異なる程度又は夫れ以下にして註文主に於て註文を發するに便ならしむる事が必要である。

(三)巾及び長さに對しても變り寸法を要求せられたる場合は出來得る限り註文主の希望を受け入れ

る様勉むる事。

(四)船賃及び電信料等も何等か低下の途あらば此の實現に依り附隨費用の軽減を計るべき事。

日埃間の電報料の高き事は歐洲各國、濠洲或は米國等に對するの比にあらず貿易業者の立場より最も痛切に不便を感じる所なり。

九、結論
埃及に於ける綿布の需要に關しては、其の需要者の大多數が農民に有るか爲め安くて丈夫なる下級品が最も適し都會の居住者は比較的高級品を欲するか爲め中位の品は割合に賣行悪しきが如し依つて一口に言はば下級品と最高級品が最も望まれる事となる。

從來埃及市場は本邦に於て一部の人に良く知られ居るも全般として寧ろ因却せられ居りしかの觀なきにあらざる、尤も日本在住の外國商店を通して多くの商談成立居る爲に因るならむも粗布及綿三綾等以外の品は餘り注意を引かざりしが如し、依つて此際他の品に迄廣く互り大いに研究を重ね輸出品の増加を計るは目下の急務と信ず。

(昭和三年一月十七日商工省派 遣旅商報告に依る)

輸出國	一九二六年		一九二七年上半年	
	キログラム	埃及磅	キログラム	埃及磅
英國	三二、四三〇	六三、三〇〇	七六、二四九	一五、八三三
印度	一、五八、八八三	一七、九六六	一、〇三六、八六一	九〇、三三二
支那	五、四〇一	五七、三	五、〇九七	五三
伊本國	五〇、八八三	九、六三三	二七、八四六	四三、六三三
日本	一、三、三三三	二〇、八八九	四三、〇九六	五、三六八
其他	七、二五五	一、四八三	五、三五五	八四
合計	三、五、八二二	三、五七、六九三	一、四三、六七四	一、五、七五二

種類	埃及に於ける綿製品輸入		一九二七年上半年	
	平方米	埃及磅	平方米	埃及磅
敷布及卓布	一七、八三五	二、四三九	六、四三三	七三三
綿製手巾	四三、四三三	五、九三〇	一、七四九	一、四三三
綿製着物	二四、三三三	三、〇〇一	二六、七九五	四、七四四
綿製下衣	九、五三三	一、四九八	六、一三三	八七八
縫合掛各種	一、五三三	一、八三〇	一、三三三	一、三三三
打紐リボン	三、八三三	一、八三〇	三、六三三	五五五
合計	三、八三三	一、八三〇	三、六三三	六四四

彼南の綿製品狀勢

彼南は自由貿易港なる關係上、確然と統計的に各品の入貨狀態を見るに由なきも、大體英國品四割、日本品四割、其他二割と見るを妥當とせらるゝも、最近獨逸品の浸入極度に進展しつゝありて本邦品にとりて一大脅威なる事は見逃す可からず、試みに海峽殖民地全體(シンガポール、ペナン、マラツカ、ライパン)の輸出統計を見る(アイランド)の輸出統計を見るに染綿布の如きは左の數字を示せり(一九二六年度の分に於て一九二七年度は四月發表)

總額金 一九、〇三八、三四五五
 内英國本國 八、七三四、五五五五
 日本 三、五五五、六三六四
 獨逸 二、三四九、四九九九
 右英國品は「シャツ地」晒金巾、サロン地等、獨逸品は「カーキドリル」色染金巾、晒金巾等、日本品としては、綿三綾、色染天竺、捺染綿細等なり。

各國取引の狀況
 英、獨、其他は當彼南に派出所販賣員を常置し、綿製品に對する取引は頗る寛大なる信用貸付にて

長きは九十日に渉るものなり、常に現品を有するに對して、本邦人綿製品取扱者は一軒もなく、全部華商の手により取扱はれ居るものにて其の華商も我國一般直取引は信用狀付 D.P. 六十日付手形なると、相場の変動甚だしき虞より直取引をなすものなく、皆神戸在留華商と連絡をとり委託買入の形式により無爲替乃至はロム六十日拂ひの手形にて輸入し居るものなり尤も當地綿製品取扱華商は綿製品専門に取扱ふものなく、全部雜貨兼業にて其の間資金關係より直取引をなし得ざる點も有るべしと思考せらる。

季節購買力に就て
 當彼南の雨期は四、五、月の小雨と九、十月の雨期と二期あり其前後土人の購買力旺盛なるものあり外に、宗教關係より回々教徒の所謂プアアなる年一回一ヶ月間に渉る日中斷會期ありて(此の期間は其年より異なる)其の斷食期明けか土人の正月なる關係上正月準備として斷食期の終了十日前より猛烈なる購買力を喚起すると

見本展示會に就て

二月十四、十五、十六日の三日間とも入場者多數に上り、綿製品に就ては取扱華商のみならず、在住前記外國取扱者の出張員は熱心に來觀し種々質問せり、其研究的態度には少からず動かされたり、殊に捺染綿細綾か洗つて割けぬか光線に強きか等の南洋特有の質問にて、豫て此の事あるを豫期して特に京都濱口染工場に於て染色せる「インダスレン」染の見本持參せる事とて大いに本邦品の爲めに氣を吐き面目を施したり。

一、人絹組織、特に注目を引き當地華商は今迄入貨ありしものは皆英國品、和蘭陀品とのみ思ひ居たるも亦無理ならぬ點ありて此の種の製品は新嘉坡より入貨するもの由にて持參せる京都及福井組合

バナマに於ける本邦品需要情況

當地千九百二十六年の輸出は千二百萬弗、輸入千五百五十萬弗内珈琲五割砂糖一割二分木材一割五分バナ、一割五分の輸出を算し其の六割五分は當港より吞吐するものなりと、仕向先は米國の六割五分と佛國の一割二分輸入は米の八割

五分英の一割五分等にして本邦品の當國輸入は絹布三萬四千弗、ガラス三千弗、綿製品千五百弗、陶器千五百弗、帽子千三百弗、其他合計四萬九千弗なり。

バナマ市は人口八萬、黒人の天

海外紡織事情

の見本には少なからず驚き居り、一、人絹交織綾織、名古屋及一宮地方より提出されし此の品も今後有望なることを認めらるゝ、小供用サロン地として薄手のもの宜敷かる可く柄行は格子式とし、色合を赤、時、緑、紫、黄等にせは一層面白かる可しと認む。

一、小柄ダーク更紗、是亦小供用サロン地として賣行き良好なるものなり。

一、綿織込み縮、此の種製品は神戸華商の手により綿三綾同様相當入貨あるも値段の點に於て高くつく關係上、綿三綾程賣れざるも研究すべきものは此の種上衣用にて一般向きのものと見らる。

(昭和三年二月十七日外務省派遣旅商報告に依る)

秘露に於ける綿布事情

リマはベルに於ける最大市場で同國綿織物輸入金額の六割五分が同市場で輸入消化されて居る、一般の商權は殆んど米國人により壟斷されて居るかの如き觀があるが綿織物は英國が牢固として抜くべからざる勢力を示して居る次は伊國の順である。

一九二六年中に於けるベル共和國の綿織物及び加工輸入額は百六十七萬七千四百九十五リブラであつて同國に於ける輸入品金額に對し九分に相當する、本邦の綿織物及び加工品の輸入額は十一萬五千七百七十四リブラ即ち邦貨九十二萬六千圓(時價八圓三十錢にて換算)で各國より輸入したる金額の六分六厘五毛に當る、歐米諸國より輸入したる綿織物及び加工品金額に對する各國の割合を示せば左の通りである。

海外紡織事情

Table of foreign textile market data. Columns include country (e.g., 英國, 米國, 佛國), unit (e.g., 四割〇六厘), and category (e.g., 輸入金額, 縮毛).

Table of foreign textile market data. Columns include country (e.g., 伊國, 米國, 佛國), unit (e.g., 四割七五), and category (e.g., 輸入金額, 縮毛).

Table of foreign textile market data. Columns include country (e.g., 英國, 西國, 佛國), unit (e.g., 一割三分), and category (e.g., 輸入金額, 縮毛).

Table of foreign textile market data. Columns include country (e.g., 英國, 伊國, 佛國), unit (e.g., 九割三分), and category (e.g., 縮毛).

九五四

海外紡織事情

Text describing the textile market situation, mentioning various countries and their respective market shares and trends.

Text discussing the requirements for textile products, such as quality, durability, and market demand.

Text detailing the market for specific textile products like shirts and socks, including regional preferences and sales trends.

Text providing further analysis of the textile market, including discussions on pricing, production, and future outlook.

九五五

ある。光輝色ジーンズは今少し薄地として軟仕上とすれば伊太利のLargo to Alagonに對抗して賣行見込がある、此種の下級品は裏地、優等品は婦人服として最も需要が多い。

一般に需要が多い、サイズL 30x 300cmが主で現在の市場は獨逸品が其の過半を占めて居る。

智利の綿織物事情

バルパライソ市場 バルパライソは智利共和国中の最大市場にて同國輸入の綿織物の七割迄は同市輸入業者によりて取扱はれて居る、商業の中心勢力は米、英、獨の順位なり、英國は米獨の爲め漸次其の勢力を侵食せられ近年米國は一大勢力をなし英國を凌ぎ居れり。

意すれば益々賣行増加する見込がある。タオル布は好評ではあるが柄模様の変化が必要である、幅は五十四吋が最も需要が多い。

智利の綿織物事情

入額の二分強に過ぎず、歐米諸國よりの綿織物輸入金額は前記の通りなるも各國の割合を示せば左の如し

Table with columns for countries (Japan, USA, UK, etc.) and percentages of cotton textile imports.

Table showing cotton textile import values for various countries including Japan, USA, UK, and others.

Table showing cotton textile import values for various countries including Japan, USA, UK, and others.

此は機業家の研究改良と貿易業者の努力に依つて販路は擴大し得るものなり、殊に日智貿易は一九二六年度本邦への輸出二千八百十二萬八千六百四十一ペソに對し輸入は八百三十三萬二千三百ペソで平均を示し居れり、本邦よりの輸入は猶増大し得る可能性ありと思惟せらる。

只値段の問題にあり。綿ネルは伊豫ネル、片綾白無地及縞物共に有望なり。紀州ネルは無地四色、オシブルが有望にて捺染等の需要は僅少なり、播州ネルは他の市場同様、柄の新工風を要す。

人絹及綿交織物埼玉織物組合寄託のテナートクレープ人絹直田入ボ...

加工綿布晒綾、晒細綾、晒金中染色綾、捺染細綾、黒染五枚朱...

綿毛布品質に於ては他國品に劣らず有望なれども獨逸、白耳義、...

通品、優良品共に賣行見込あり現の市場は日、英、西、米、伊の...

シリアに於ける綿布事情

シリア國は歐洲大戰前は土耳其國の屬領なりしが一九二〇年のセ...

反し非常なる歡迎を受け見本展示會の來會者も二百餘名に達し、引...

技には省略す、併し乍ら埃及にては餘り見受けざりし厚織天竺が同...

綿布の取引状態を見るに歐洲品は一般に直接取引をなすも日本品...

ダマスカス市はペールトの東方約九十哩を去る地點にあり途中ア...

ンテレバノン山脈中の二つの險阻なる峠を過ぎ自動車にて約三時間...

蘭領東印度で有望な人絹交織と綿洋服地

スラバヤ市場に就て 同地綿製品取扱業者を見るに本邦綿製品輸入業者中神戸華商と連...

神戶華商と永年の取引關係ある向も單に相場を知る程度に神戸華...

海外紡織事情

る最大消費地なり、其のオリエンタル・ペザイを見れば大小多數の...

スラバヤ港入貨、本邦品總額約千五百萬盾の大部分は前記加工綿布...

尙品質の點より見て大衆土人の市場たる關係上バタビアの如く上...

ざる者多き地とて、持參の高級細糸品の如き驚異の眼を以つて迎...

此の品に就ては當地にありては大坂高瀬染工場製品評判よく注文...

ても充分見込みある模様なり、綿洋服地の如きも高原地帯多き此の地方に充分見込みあるべく、福井、京都地方提出の人絹織品は此の地方向きとしては寧ろより以下の

ルーマニアに於ける本邦綿布取引事情

一、綿布の需要状態
ルーマニアに於ける綿布の需要は未だ幼稚にして僅かに粗布と日本に於ける遠州綿に似たる糸染織を製するに過ぎず国内需要綿布の大部分は未だ輸入を仰がざるを得ざる状態にあり。

輕目のもの宜敷く、羽二重に例へば三々格の極めて安物品見込ある模様なり。
(昭和三年四月一日商工省派遣旅商報告に由る)

二、綿布の取引状態
日本製品は主にアレキサンドリア又はコンスタンチノープルより仕入れ居り大部分 D/A 三ヶ月拂位の信用取引に依れども粗布だけは多く D/P にて取引せられつゝあるものゝ如し。

行として主要なるものはルーマニア銀行、マルモロシユ銀行、ルーマニア信用銀行、クリツペロテ銀行ルーマニア割引銀行及びルーマニア商業銀行等あり、金利非常に高く年三割位が普通なる状態にて之れに依りても同國に於て信用状態は困難といふべし。

三、日本との運輸關係
現在の所日本よりルーマニア(商品)を直接輸出せんとせば先づ歐洲航路の漁船を利用してポートセツドにて積み換へ、アレキサンドリアに送り、更に同地にて積み換へたる上、コンスタンツァへ輸送するか又はポートセツド積換にてコンスタンチノープルへ送り、更に其處にてコンスタンツァ行の船に積み換へるを普通とするも、何れも二回の積換を要し多くの費用と危険を伴ふ事にて、甚だ不利なる立場にあり、此の二面の積換を避ける方法としては日本よりマルセイユへ送り、其處にて積換へたる上コンスタンツァへ向ける事あるも、此の場合は餘分な航海日数と費用とを要すべく、何れにしても大差なきが如し、依て日羅間の貿易發展には日本コンスタンツァ間の直接航路の開闢が當然必要な

れ共、これは今早急には望まれざるべく、差當りポートセツト、コンスタンツァ間のよき連絡船の開闢が急務なり。

四、日本よりの發送荷物に對する保險
貿易業者として最も痛切に感ずる處は同國向の荷物に對する保險料の高率なる事なり、即ち之れは同國向け荷物に比較的難多き事と、税關内及び國內運輸機關の不備なるに依り陸上に於ける危険多き事、外に前記海運に於ける積換の危険等多きが爲なるべし、而して一般商人は市場がブカレストに在るが爲め自然ブカレスト積換を要求する次第にて特にコンスタンツァ積換を指定なき限り常に引渡済に至るまでの保險を附す可きこと最も肝要なり。

事件等生じたる場合利益の爲め國內の利害關係者と相計り判決に至りては限りなく遅延せらるゝを以て海外に於ける原告は費用倒れとなり結局司法官其他關係者の喰物とさるゝ事屢々ある由にて、税關官吏又は軍人等に至るまで賄賂は公然の秘密として行なはれつゝあるが如き状態にて取引開始に際しては充分なる信用調査と完全なる取極めとを了し將來紛議等絕對に醸さざる様の注意肝要なり。

- A、三〇本以下ノモノ一四四、〇〇レイ
B、三一以上四十二以下 一五〇、〇〇
C、四三以上五五以下一五六、〇〇
D、五六以上 一七五、〇〇
六〇九、生地綿布(同) 二二五、〇〇
一平方米の重量百五十瓦以上二百瓦以下のものにして經緯の糸數
A、三三以下 一六三、五〇レイ
B、三四以上五〇以下一七五、〇〇
C、五一以上六五以下一九〇、〇〇
D、六六以上 二二三、五〇
六一一〇、生地綿布(同)
一平方米の重量百瓦以上百五十瓦以下のものにして經緯の糸數
A、三六本以下 一八七、五〇レイ
B、三七以上五〇以下二〇〇、〇〇
C、五一以上七〇以下二三五、〇〇
D、七一以上 二五〇、〇〇
六一一、生地綿布(同)
一平方米の重量七十瓦以上百瓦以下のものにして經緯の糸數
A、四〇本以下 二〇六、五〇レイ
B、四一以上五五以下二二八、〇〇
C、五六以上、壹以下二五〇、〇〇
D、七六以上 二六一、三〇
六一二、生地綿布(同)

一平方米の重量七〇瓦以下のものにして經緯の糸數
A、五〇本以下 二五〇、〇〇レイ
B、五一以上六五以下二六八、〇〇
C、六六以上八〇以下二八三、〇〇
D、八一以上 三二三、五〇
六一三、晒綿布
生地綿布の税額に三割五分増し
六一四、一色染綿布
生地綿布の税額に四割増し
六一五、二色以上の染綿布
生地綿布の税額に五割増し
六一六、捺染綿布
生地綿布の税額に六割増し
以上百キロ瓦に對する税率にして金貨レイを表し居り金貨一レイは紙幣の四十レイに當り現今英貨一磅は紙幣七百八十レイに相當す従つて右税率を表したる金貨一レイは日貨の金五十三錢見當なり。

九、結論
ルーマニアとの直接通商は現在の處前述の如く支拂條件が絶對的に阻害しつゝあるを以て之を圓滑に運ばんとせば必ず信用取引を開始するの外なし、茲に於て同國商人の信用状態に變遷多きを以て間斷なき調査を要すれば單に現在内地に於ける外國銀行調査のみにては手頼りなき次第なれば政府當局に於て何等か此の方面に特別の調査機關を設けられ當業者の希望を満すべき途を講ぜられんか、又は各當業者に於て同國の事情に通じたる出張員を置き常に取引先の信用状態を詳細に調査して紛議等を未然に防ぐの方法を講ずるを得策とす、然し後者は當業者として收支償はざるや否やが問題なり、従つて差當り危険多き同國との直接取引よりは同國に確實なる取引をなし居るコンスタンチノープル又はアレキサンドリア邊の商人と提携して此の方面に當るが目下輸出業者として最も安全なる策にはあらざるかと。
(昭和三年三月十日商工省派遣旅商報告に依る)

比律賓に於ける綿布取引事情

一、マニラ綿製品市況
比律賓全諸島の經濟界を左右する麻の市況面白からず特に綿製品

の最需要期たる一、二、三月に於て麻相場低落不振の影響を受け綿製品の賣行振はざりしも比較的不需

要期たる四月(當月の不需用期たるは一、四、七、十の各月二十日其の總売上金高の一分五厘を政府に上納する爲め買控えらるゝ爲なり)に入りて反つて賣行宜しく本邦品の相場左の如し、

二、綿製品市場に就て マニラ市ロサクオ路に蟠居せる華商は全部縮布商なるも近年地方客筋に對する貸倒れの爲め非常にこれ等問屋の勢力衰へ來り昔の如からず、十二分に活動の餘地を認むるも今尙僅かに大同貿易の活躍を見るのみにて今後邦商の進出を待ちつゝある状態なり。

スター品に壓せられ綿製品總輸入高の内僅かに二割五分を本邦より輸入するに過ぎず將來は安物より寧ろ南洋一帯に於けると同じくより優良品を當市場に送る必要を痛感す、今各品目に就いて見るに阿波組合輸出のシマラは格子物好評にして查は殆んど顧みられず擦染シマラは婦人用着物として需要増加ある見込みなり。

尚南洋諸島を一巡して特に感ずるは日本綿製品が漸次行詰り状態に陥りつゝありとの前途を懸念するの言を屢々耳にする事にしても現在に於ける輸出品は最も多量に輸出せるマニラ爪哇すら尙總綿製品輸入高より見る時は二割五分に當り他の地方は僅々一割四分に過ぎざるを見れば前途の懸念の誤れざるを知り得べく一考を要すべき事柄なり、更に高級なる製品をより安く輸出する方法を研究努力せば幾多の點に於て今尙惠まれたる好條件を有する本邦綿工業は地理的

たと印度商人たと土人商たるとを問はず大に警戒を要す、過去に於て輕率に之等と直接取引をなし手痛き打撃を蒙りたる邦商も妙からず、假令取引熱望者あるもよく之が信用資産状態を調査の上取引を行ふの要あり。

濠洲に於ける毛織工業の發達

濠洲に於ける毛織工業は近來漸く其基礎が固まり堅實なる發達を續けて居り、其將來は相當期待されてゐる。これは主として一九二五年九月に實施せられた保護關稅が、歐洲毛織業者のダンピング政策による壓迫を阻止したことが與つて力ありと謂はねばならぬ。濠洲毛織業者は材料が手近に在り、且つ其選擇の範圍も自由且廣汎であるにも拘はらず、一面に於て歐洲に於けるよりも賃率が高く、勞動狀態も進歩してゐる爲め、此等の點に於てハンディキャップを蒙つて居たので、新關稅實施以前の保護では充分とは謂はれなかつたのである、濠洲聯邦政府の執つた

海外紡織事情

後地を或は失ひ又は狭少となりつゝあるは注目を要すべく之が爲め背後地商人も需要期迫せざれば買付を行はせず、其の結果荷渡期間の餘裕なく僅かの積運れにも問題を惹起し易ければ適當なる時期を見て餘裕ある取引を行ふ要を認む。(昭和三年五月十二日商工省派遣旅商報告に由る)

保護關稅政策は毛織工業に於て最大の成功を收めたと言ふも過言であるまい。毛織物の小賣値を二年前と比較して見るに平均して現今の方が値段も無理が取れ、且つ内地製造家間の競争があるので法外の高値を要求することが出来ない。この必要者の負擔も自然緩和せられて來た濠洲工業中毛織工業位其創業期に於て幾多の苦難と戦つたものは尠いであらう。各洲政府の保護はあつても大海の一滴に過ぎず、一度保護政策が行はれ仕事を廣げると復然政策が變更を見たりして、其間恒久的方針のなかつた爲め大抵の製造家は窮地に陥り破綻に類するものも尠くない様な

二十五吋物を好む。 人絹織類は最も有望にて紋織を特に然りとす、目下盛んに輸入されつゝある米國品に充分對抗し得る見込みあり殊に總人絹織類に就きては福井、京都方面の製品をより安く供給せば米國品を驅逐する事敢て難事にあらず、安物に就ては爪哇と同じく輕目の人絹二十四吋もの有望にて無地染浴衣地は一時期非常に歡迎されたるも近時染色不堅牢のため賣行頓挫し名聲を墜せり、今後は埼玉組合、鐘紡淀川工場の人絹織ジョウゼツトン、シヤツ地等好評にて將來有望ならん。

状態であつた殊にニエーサウスウエールズ洲に於ては此状態が甚だしく輿論が一日自由貿易に傾くかと思へば翌日は保護貿易を唱へると謂ふ有様であつた、ウイクトリア州に於ては最初より保護政策が比較的行届いて居たので、製造家の苦しみも夫程でなかつた、聯邦成立と共に統一的に保護政策が行はれ、毛織工業も其堅實な發達の端緒を開くに至つた。併し濠洲製品は尙需要者側の盲目的な輸入品崇拝の犠牲となり苦悶を續けなければならなかつた。中には濠洲製品でありながら輸入品であるとの詐稱の下に漸く賣行を保つたものも尠くなかつた、今日に於ては斯の如き偏見は全然とは謂はれない迄も大分消滅し需要者も内地製品の品質に對し信用を置く様になつて來た。

現在濠洲の内地には約五十の毛織工場があり(トツプ及毛糸製造工場を含む)此等に投下せられた資本も五百萬圓以上に上り被備者數八千人共使用する羊毛年二千萬生産高を示してゐる。是は濠洲羊毛生産高に比すれば極めて尠少であるが、將來發達すべき大工業の心髓であることを思へば、之を忽に

有利の地位にある南洋に於て今後一段の發達を爲し得るは左まで難事にあらずと信ず。 綿製品に附する登録商標の擁護問題も解決すべき重大なる問題にして現在の類似商標の續出はこの必要を最も雄辯に物語るものにして之が防止の萬全策としては組合組織の防止會を設置し、各地に一人宛位の防止監視員を派遣して之が根絶策を講じ、我が商品の名聲を擁護すべきである、クレームに關する仲裁々判に付きては各地一般之を認めず、英國の勢力範圍たる彼南、新嘉坡盤谷等は之を認めず、裁判所の判決に依り本邦商の不利となる事尠少なからず、之に對しては在外公官吏の活動を望む。 將來の日本商品に就ては過去に於て屢々華商の排日的ボイコットを行ひ其の都度土人はより高價なる他國製品を購はされ苦き經驗を有する爲め漸次華商の排日ある毎に商權は彼等の手より土人商の手に移りつゝあり且つ土人は一般に親日傾向あれば土人商の邦商と直接取引を希望するもの増加しつゝあるは誠に喜ぶべき傾向と思惟せらる、然し乍ら直接取引は其の華商

すべきでない。 次に一九二五年度に至る最近五年間の内地毛織工場の羊毛消費量を掲げ(聯邦政府統計局調査に依る)全生産高との比較に便ならしめる。因に此數量は附付を基礎として計算したものである。尙此等消費羊毛の半はウイクトリア州の工場に於て使用せられて居る。

Table with 2 columns: 年度 (Year) and 生産總高 (Total Production). Rows list years from 1920 to 1925 with corresponding production values.

ば、濠洲の毛織工業はたまたま濠洲内地だけでも市場擴張の餘地が充分に有り況や一部人士の夢が實現せられ濠洲が其羊毛を海外に供給することを止め、此等羊毛を全部内地で製造して輸出するの目來り得べしとすれば、其前途は洋々

獨逸人絹工業現況

(在漢堡・來栖總領事報告)

獨逸人絹工業現在概況に關し、其後諸般の報告に徴するに、世界の人絹工業は己に以前から長い間益々發展の行程に在り、而も關係各會社其極力生産能率の増加を圖るに拘らず、生産超過を示さざるのみならず、却て需要増加の勢に在る。特に獨逸に於ては前年度に於て本工業の大擴張を圖り、本年初以來全力を擧げて生産し居るに拘らず、未だ國內の需要を充すに足らず、益々外國品の輸入を必要として居る狀況である。即ち一九二六年一月乃至八月に至る八箇月間獨逸に於ける人絹の輸入高は千六百七十八噸、價格千五百八十萬馬克であつたものが、本年同期に於ては六千五百十九噸價額五千五百九十萬馬克、即ち約四倍の増加

Table showing silk export statistics for Germany from January 1926 to August 1926, categorized by destination (USA, France, etc.) and quantity.

計 二、四四八 千馬克 二、五三二 千馬克 右の原因の一端は國內市場の好景氣と、他は人絹主要生産國間の販路協定に歸するものなることは看過し得ないのであるが、同時に從來の主要輸出であつた、米國、瑞

秘魯棉花收穫並輸出狀況「一九二六年」

(在里馬・甘利領事報告)

〇一九二四—二五—二六年産額及輸出比較(單位「キントナル」)

Table comparing cotton production and export values for Peru from 1924 to 1926, listing various cotton grades and their respective values.

Table listing various types of cotton (hard, soft, etc.) and their quantities in different units, with a total summary at the bottom.

濠洲に於ける本邦綿縮需要狀況

綿縮應用品種及主なる需要地方

男子下着、寢衣、小兒服等外に一時海水浴着の上に用ゆる羽織用のもの流行せることあるも、今は全然消滅せり、需要のあるは各州共田舎に限られ、都會に於ては需要殆んどなし。

需要期と綿縮に對する評判 主として夏期なれども一年を通じて用ひらる。綿縮は由來洗濯を

られ主として切地の儘賣出さるゝものにして、是等は輸入商より卸商(當市にてはヨークストリート一帯の各卸商即ち所謂ソフトゲツズ・エヤーハウス)の手を経て小賣商の手に渡るものなり。第二は當國工場にて捺染若しくは機械刺繍等の加工を加へ乃至は下着衣服等に製造の上賣出さるゝものなるが、是等は多く加工若しくは製造業者より直接本邦へ註文せらる。之等の中には加工の上更に前記卸業者組合に一旦戻りたる後、小賣商の手に渡るものあれども、加工若しくは製造業者より直接小賣商の手に渡るものゝ方多し。

次に切地ものゝ小賣相場は品質に依り又店に依り相違多く一概に謂ひ難きも、本邦より濠洲へ輸出せらるゝ標準品質たる松竹梅の三種中總輸出額の九割を占むる梅格品(松格一割竹格は輸出殆どなし、松格と雖も最優等とは謂ひ難きも夫以上の品質のもの濠洲へ殆ど出でず、又梅格以下のものもあれども先づ梅格を以て最低標準と謂ふを得べし)一碼に付七片半乃至八片が標準小賣相場なり、但し富士絹の如き綿縮よりも高尚なる品を扱ふ商店にて半價的に綿

縮を安賣するもの尠からず是等の店にては一碼六片半乃至七片にて賣捌き居る所もあり、尤も中には梅格以下の品を輸入して梅格と稱して需要者の眼を眩まし居るものもあるが如し、左は晒品ズブ染品共通の相場にして、ズブ染の分は漂白費を省くことを得る故結局晒品と同値を以て賣り得る譯なり。

日本品を蠶食せむとす

富士絹市場擴張の結果大打撃を蒙りたるマンチエヌター綿織業者が其綿製品を改良し富士絹に對抗せむとす。たる努力の結果は、低廉にして強靱なる英國製各種綿ポプリン濠洲市場に現はるゝに至り、延ては今一手安値の品も出で中には一碼八片乃至九片見當にて小賣せらるゝものあるに至り、且つ英國製品のこと故、染も良きを以て従つて是等安物綿ポプリンの爲め綿縮が間接に或程度に壓迫を蒙り居るは事實なるべし。但し是等と雖も直接且積極的に綿縮の需要範圍を蠶食し居れりとは斷言し難く結局嗜好の變遷及品質問題が需要減少を來したるものと謂ふべし。

輸入商の意圖
毎年八月一日が卸賣開始期なるを以て、六月乃至七月中には積出の要あり、以前は一月二月頃既に注文を發したることありしが、現今にては早きは二月より遅きは四月に至る間に其年の主なる注文發せられる。注文の最も早きは南漆洲方面にしてゲイクトリア州之に

印度に於ける綿布並綿製品の需要狀況

孟買港に於ける一九二七年度の綿布輸入は總額約一億二千九百九十萬留比にして其内色物約五千萬留比一億三千四百萬留比約三千五百二十萬留比九千五百萬留比餘生地物約二千七百十萬留比九千七百萬留比なり何れも前年度に比して金額の上にては減じ居るも晒、色物は数量的には増加せりフエツツは約五百八十萬五千留比の輸入ありしと英國よりの着荷減少せる故前年に比して減じたり今左に各種綿布並に綿製品の概略を述べん。
綿縮の中最も需要あるは馬印なり長幅三〇吋二〇碼なり需要期は二、三、四月頃なり。
綿フランネルの需要期は八、九、十月頃なり將來共有望なる商品と

次ぎニユーサウスウェルス州最も遅し、其他補充注文としては九月十月に至り發せられるものも間々あり、後段に關しては需要に應ずる爲めの外特に進で販路開拓を圖る等の模様はなきものと察せらる(昭和二年十月シドニー山崎領事代理報告)

思惟さるオランダよりは兩面起毛の厚手もの輸入され居り伊太利よりは廣幅もの輸入あり。
綿ポプリンは二月頃より六月頃までを需要時期として將來有望なりこれは現在英國品優勢にして幅は三十二吋ものなり、綾綿布の中生地の細綾は輸入の餘地なし日本製綾木綿、鷲鳥星象は主としてペルシヤ方面に再輸出さる綿小倉織は一年中需要あり三〇吋四〇碼賣行よきが如し綿三綾の需要期は五月頃より九月頃までを主とす之れはボンベイに於て作らるるを以てラングーン、カルカッタの輸入量に比して少し綿朱子は紹介され居らず、捺染綿布中最も需要多し生地綿布中粗布は上海より水月、福

燕、單牛頭等入り再輸出さる龍〇、瑞帽は之等に壓せらるるの觀あり細布は旭、人魚、月鯉等賣行よく需要期は九月頃より一月頃までなり、金巾は三巾並巾ものにして三月頃より五月頃まで需要多し金巾の輸入は数量的にも金額的にも日本首位を占む、晒金巾は英國品優勢なり需要期は三月頃より六月頃までなり三六吋四〇碼ものよし、日本製品は伊太利品は下級品にして日本製品の競争品なり、獨逸は高級品を供給す人絹織物は主としてマンチエスター品にして二八吋三〇碼ものよし、綿糸は二〇番、三〇番、三二番等は any brand なりしも十五留比二十留比の値開きにて將來輸入の餘地なからん併し上海糸はベルシヤ向として出合ふ四〇番四二燃に關しては印度紡に於ける原綿の關係氣候技術の關係のため將來輸入の餘地あり綿糸の日本に輸入さるる主なるものは彩五星舞鶴舟美人等にして其他は少し彩球藍風水月等の支那系盛に輸入さる瓦斯系には六〇燃八〇燃の輸入ありシルケツト附は將來有望なり、別珍は將來有望なりと思はるチヨッキ上衣等に用ゐらる帆布は近江帆布の銷印八オンス一〇オ

輸入業者を買入との取引に關し値段はフリーボンベイハーバーにて税關上屋に於て引渡す七日間は無料なり船の到着後三十日以内は荷物を引取る事、關稅荷役其他諸掛は一時立替へ置きて買入より受取る粗布は再輸出の關係あるを以て大體ボンド渡なり。
輸出業者と輸入業者との間の取引は加工品以外は C.I.F. Net. D.T. 30 day たり加工品は c.i.f. にしてコムミツションは三分乃至五分にして D.P. 60 day たり而してマンチエスター商人は荷物の引渡を早くする爲めにインターレストビルに於ても手形期限前の支拂にはリベートを與へ居れり。
加工品の商内に關しては古き見本を棄て最後の積出見本によりて商内をなす傾向を最近に至りて生ずるに至れり。
クレーム解決は(一)ブライベートのサーペーヤーに依頼する場合と(二)レキユラー、サーペーヤーの場合即ち當事者双方代表者を撰擇し代表者に於いて解決せざる時

燕、單牛頭等入り再輸出さる龍〇、瑞帽は之等に壓せらるるの觀あり細布は旭、人魚、月鯉等賣行よく需要期は九月頃より一月頃までなり、金巾は三巾並巾ものにして三月頃より五月頃まで需要多し金巾の輸入は数量的にも金額的にも日本首位を占む、晒金巾は英國品優勢なり需要期は三月頃より六月頃までなり三六吋四〇碼ものよし、日本製品は伊太利品は下級品にして日本製品の競争品なり、獨逸は高級品を供給す人絹織物は主としてマンチエスター品にして二八吋三〇碼ものよし、綿糸は二〇番、三〇番、三二番等は any brand なりしも十五留比二十留比の値開きにて將來輸入の餘地なからん併し上海糸はベルシヤ向として出合ふ四〇番四二燃に關しては印度紡に於ける原綿の關係氣候技術の關係のため將來輸入の餘地あり綿糸の日本に輸入さるる主なるものは彩五星舞鶴舟美人等にして其他は少し彩球藍風水月等の支那系盛に輸入さる瓦斯系には六〇燃八〇燃の輸入ありシルケツト附は將來有望なり、別珍は將來有望なりと思はるチヨッキ上衣等に用ゐらる帆布は近江帆布の銷印八オンス一〇オ

は第三者をアンパイヤとする場合(三)ボンベイ商業會議所の裁定に委する場合即ち紛議當事者双方事件た商業會議所に持出し裁定人の指定を求め其裁定人の下したる判決は絶対的のものとする、習慣なり商業會議所の判決は大體に於て不公平ならず
孟買には商標登録の制度なく輸入申告の先着順によるナムパリンダも亦輸入申告先着順によるナムパリンダが他の者と酷似する時は問題となる虞あり故に一應輸入業者の承諾を得ること必要なり
印度には信用調査の機關なく印度商人の信用状態を詳細に知るとは困難なり銀行の信用調査によりて大體の見當をつけ信用調査のみを置きかざ實際取引の状態を観察して取引を擴張することは販路擴張の一方法なり。
孟買よりの輸出に就て
アデン、紅海沿岸、東アフリカ方面の商談は孟買商人の勢力範圍にて取引は C.I.F. Aden. Shipment to same Port, Cash against documents Bombay の形式によれり此方面の一ヶ年の輸入高は約七萬九千五百担にして内譯は左の如し(單位千担)

海外紡織事情

Table with columns for origin (原産), month (九月, 十月, 十一月, 自一月), and quantity (噸). Rows include India (印度), Japan (日本), and others (其他).

Table with columns for origin (原産), month (九月, 十月, 十一月, 自一月), and quantity (噸). Rows include India (印度), Japan (日本), and others (其他).

Table with columns for destination (仕向地), month (九月, 十月, 十一月, 自一月), and quantity (噸). Rows include various regions like Arab (アラビヤ), Java (ジャバ), and others.

ブラジルの棉花及綿工業狀況

伯國は棉花の産額約十三萬噸で、其約一分五厘を輸出する。國內棉工業は逐年發達し、現在綿織物工業の資本金六十萬「コントス」に上り、當國のみならず南米大陸で最大な工業の一を爲して居る。然し工場産額は尙未だ國內需要を充すに足らず、就中綿布に關しては、國內消費の割は外國より輸入せられ、本邦も此輸入に參與して居る。要するに當國は尙原料を輸出し、既製品を輸入しつゝあるが、一九二六年度の輸出額は輸入の四分の一を出て、結局棉花に關する貿易關係は、邦貨に換算して約四千萬圓の輸入超過である。數年來政府は棉花改良に多大なる努力を拂ひ、爲に從來動もすれば不評であつた當國の棉花は、殆んど面目を新にしたと稱し得る狀況になつて居る。此際本邦として綿布其他既製品の當國賣込増加を計るべきは勿論の義であるが、一方當國棉の本邦輸入を試みる事も不可能ではなく、又他方當國で棉耕作地若くは棉花工場を経営を企つるに諸般の關係上、今日が最適當の

時期と云ひ得べきかと思考する。一、伯國棉の種類及分布。當國に固有のものとして四種ある。左記(ハ)を除いては凡て木綿で、一般に初年目は生産が少い。種實は黒く短毛は尖端に極めて僅あるのみで、埃及種若くは秘露タングス種等に比しても一層裸である。(イ)インテイロ (Algodão Inteiro, Gossypium Brasiliensis) 樹齡永く種實大きく纖維の長さ中位(三十二―三十五耗)で、白色である。特色として五角乃至九箇の種實相接して平面三角形を爲して居る。分布は全國的で、特に内奥地方の農民は自家用として植付け、粗布及吊床の材料として居る。多産の方であるが、前述の特色から繰機に掛けて多少の損失は免れず、現代工業の原料としては寧ろ適當でないといはれて居る。(ロ)ケブラディニョ (A. Quabratinho G. Peruvianum) 種實長大殆ど海鳥種位で、表面粗である。纖維は白く長さ中位(三十二―三十五耗)で太く縮れて羊

毛に似て居る。現に當國及英國では、羊毛に混じて用ゐられて居る。此種は前者と共に當國東海岸よりアマゾン一帯にかけ、秘露迄及んで居る。南米大陸の固有種であるが、當國の栽培區域は主として北はパラより南はミナス州迄である。樹齡七年以上を持ち、生産は寧ろ少い方である。(ハ)アルトイ (Algodão G. Mithunum) 纖維赤褐色を呈し、猿猴棉の別名がある。長さは短く(二十七―二十九耗)縮れ脆弱である。種實粗面尖端の短毛は、木棉種よりも多い。生産力少く、分布區域は全國的である。現在栽培の目的物とならず、内奥地方的の需要を充すに過ぎない。(ニ)マツコー (A. Moxo G. Vitifolium) 此種の起源に就ては研究一定せず。従つて別の羅名を以て呼ばれることがある。一説には埃及種より生來したと云はれるが、當國では固有種と稱し、却つて之を以て埃及種及海鳥種の基を爲すものと稱して居る。其自然的分布が、當國の一定區域に限られて居ることと事實である。リオ・グランデ、

ド・ノルテ州内奥南境の八郡を擁する所謂セリドイ地帯を中心とする地域が夫れで、即ち同州の南半、パライバ州の西半、之に接するペルナムブ州の一部、セアラ州南東部並びアウイ及マラニオン州の一部を含む當國東北端の一角で、其外には同種に適する地帯がないと認められて居る。種實の大きさは埃及サケル種に近く、纖維の長さは(三十五―四十五耗)と強靱とは既に知られて居る。纖維は中心地帯では淡黄味を帯びて居るが、同地帯を遠ざかるに従ひ、白色となり脆弱となる。樹齡は大體二十五年と計算せられて居るが、パライズ州には植付後四十五年で今尙盛に生産して居る樹株がある。此種は又多産で當國の最良種たること疑ない。此分種に小モツコーと稱するものがある。種實最小く早熟で、初年目には殆ど成熟して居る。二外國より移植した種類は(ホ)ホルセオ (A. Horroco, G. Hirsutum) 通俗にマツタ又は米種と呼ばれる。北米アツプランド種を入れて當國の風土に順應したものである

従つて纖維は大抵白色で、種實大きく全面短毛に覆はれ、纖維短かく(二十六―三十耗)又一年生の草棉である等、固有の性質を保持して居るが、高温の内奥地方では多年性を帯びて居る。バイア州では確實に二年收穫し、更に三年に及ぶものがある。本種の分布區域は殆ど全國に及んで居る。(カ)ヤドマン (A. Yordan, G. Hirsutum) 種實大きく全面緑色の短毛に覆はれ居るので此名がある。纖維細くて長く(三十一―四十耗)白色絹糸状で、大體海鳥種に類似して居る。要するに外來草棉種を基として之に木綿を配して出來たもので、其混交の種類に因り、種々の分種を含むものを一様に此名稱を以て呼ぶもので、セアラ州技師の如きは之を獨立した種類と認めて居ない。又同一の親木より得た數箇の種子が、時として相異なる結果を生ずるとの説もある。樹株の高さ三米で、多年性と稱するも樹齡他の木棉に比し短かく、分布區域もバイア州以北であり、前述米種中多年性のものと相似た點が多い。兎に角米種に似て右の特色を有し纖維長き棉の存在することは事實

Table with 3 columns: 生産州 (Production State), 百分率 (Percentage), 纖維 (Fiber). Rows include 北大河 (North River), セアラ (Ceara), マラニオン (Maranhão), etc.

四耗の短纖維である。地質上當國棉作地の大部分を爲すものは太古層で、當國の東部に位しセアラ州以南リオネグロス州の殆ど全部、及ミナス州の東半部を含み、更にサン・パウロ及パラナ州の海岸地帯に南下して居る。古代ペルミアン層は此西側に併行し、バイアウイ棉作地の全部、キナス北西部並びマラニオン・及サンパウロ兩州棉作地の一部を爲して居る。中生トリアツシク層は南北に別れて更に其西側にあり、北ではマラニオン州、南では聖州棉作地の一部をなして居る。第三期層は太古層の東側に位し、北大河州の海岸に沿つて細く斷續し、北大河州モソロ河及セアラ州ジャグアラリベ河では少し深く開し、マラニオン州では同州の北半を占めて三者とも棉作地帯となつて居る。最後にアマゾン河口は第四期層でパラ州の棉作地帯は此中にある。然し當國棉栽培區域及各種の分布を支配して居る最重なる原動力は氣候である。第一は温度で、之が爲當國南端に位する二州には殆ど栽培されず、又棉作區域中でも北方に行くに従ひ品質が優れて居る傾向がある。第二は湿度で、之は

温度以上に各種類の分布を限定して居る。即ち雨量を要すること最も多き草棉の栽培區域は、南方から數ふればサン・パウロでは全州に亘るが、ミナス特にバイア州では既に木棉地帯を交へ、二小州セルヂベ、アラゴアスの細い幅員となつて居る。其以北でも亦同様で、パラ州及マラニオン州では草棉地帯廣く、バイアウイ及セアラ州で漸々に狭まり、北大河州に入つて僅に海岸で前者と連つて居る。而して右北大河州即ち當國北東端の奥に乾燥地帯があつて、之が木棉の中心を爲して居る。同地帯では雨期早期が相半ばして確然と別れ、客年九月本官視察の際にはセリドイ地帯では七月以降雨なく、棉以外は森林は固より樹下の草迄全然青葉が無かつた。此低い湿度が木棉の必要條件で、モツコー種の栽培が主として此近傍に限られるに至つた理由である。單に雨量少いのみならず、植付には至大の關係のある雨の定期率に就ても北東部が最良く、マラニオン、バイアウイ及サン・パウロ州等が最劣つて居る。今一九二二年迄八年間の數字を基として、主な棉作地の一年降

雨量及定期率を出して見ると左の如くなる。

場	降雨量 「ミリ」	定期率%
北大河州セリド	五三	四
アカリ	四六	四
北大河州セリド	四六	四
ライス・ノグアス	八六	四
セアラ州キヤダ	九七	四
パライバ州バトス	七三	三
ベルナム州コ州	九二	三
セルヂベ州プロ	一〇七	三
リア	一〇七	三
ピアウイ州アマ	一〇七	三
シチ	一〇七	三
聖州ピラシカバ	一〇七	三
聖州ボツカツ	一〇七	三

當國の主な棉花産出地は、パラナス及サン・パウロ州等、之を棉花十二州と稱する。

二、栽培其他の状況

植付は雨季を選んで行はれる。當國の雨季は北に行くに随ひ遅れるを以て、植付の時季も亦全國的に一律でない。サン・パウロ及ミナス州では九月頃より初まるが、北方では四月及五月を普通とする。收穫は早期中で、南では五月より北では十二月まで續く。播種から收穫までの期間は三箇月乃至六箇月である。

肥料も一部で使用されたが棉花の施肥は尙試験中と云ふべき状態では行はれず、試験場でも施肥に因る生産増加の割合に關し、必ずしも正確な数字を持つて居ない様である。而し已ならず當國には施肥を必要としない事情もある。木棉は根を深く張るもので草棉と趣を異にするのみならず、草棉に就ても元來棉の生活力旺盛なる理由により、森林開拓當初の如き地味が肥沃過ぎて却つて不向で、二年目若くは三年目に至つて植えるを普通とし、而して蟲害を避ける爲、大體同一地に三年以上

連作せず新なる土地に移るを以て今日迄の處は施肥の必要を感じる場合少く、斯くして當國の棉花は殆ど無肥料栽培の状態である。植付方法に畦植と穴植との二方法行はれ、草棉にあつては一般に畦植とし、畦中の各株間は間引の際二十裡位とする。但し聖州では多く穴植で、各株穴の間隔縦一米七十乃至二米、横一米二十乃至一米五十見當である。間隔は種類及地味とも關係があり、又當國では玉蜀黍、米、マンデオカ及豆等の間作を行ふことは廣い範圍に行はれて居り、棉株の間隔は之に依つても影響を受けて居る。又パラナス州では整地を完全にせず時に或は雜草及灌木中に其儘種實をばら播くことが今も尙行はれて居る趣である。木棉は全部穴植で更に廣く、モツコー種は低地では三米及四米見當である。草棉は間引した上、少くとも二回乃至三回の除草を爲し、虫害の驅除及豫防等にも手数が多いが、木棉は一株を残し初年には除草するも、次年よりは時に枝幹の剪定をなすのみで一般に放置し、虫害も少いと稱

せらる。全國内綿棉機の数は二千八百餘に上り、(一九二二年調査)主な耕地及地方の各中心地には大抵ある運搬方法としては自働車の使用逐年増加して居るが、北東部では今尙驢馬の使用が盛である。棉毛も之が爲六十基瓦乃至九十基瓦宛包装せられる。驢馬は各頭二俵を背負ひ一隊を爲し、夜間は沿道に休息しつゝ、良く同地方の氣候に堪えるが、一日二十五基米を出ない上、棉を損失せしむることも多く、運搬費は多少安くするも尙且自働車との競争は困難になりつゝある。

輸出港の等級別の制度も大體備はり、輸已向包装の高壓機は一立方米二百四十八基乃至八百四十五基の壓搾力を有するものが國內に十八ある。

商品の等級別制度

等級別は英國式を基とし、一九二六年五月二十九日の法律を以て決定した。五等級に分ち判然しないものは一時其の中間に入れることとした。即ち第一から第九迄のタイプとし、之を纖維の長さに依り三大別したものに當嵌める。三十四耗以上をモツコー、以下二十九耗迄をセルトン、其以下をマツ

タと稱する。此名稱は本文第一項にある棉花の種類としての名稱とは別で、兩者大體一致して居るが之は専ら現實纖維の長さに基く分類である。此三大別は各種の棉を生産する北東部で特に實益を有するものである。

目下分類部はリオを初め主な移輸出港に設置されて居るが、只主要棉花生産十二州中、聖州は例外として取引所で行ひ、又パラナス、ピアウイ及ミナス州では未だ實施さるゝに至らない。一九二七年に分類部を通過したものは九萬三千噸で、等級別は第五號タイプ(標準)二割三分、第三號二割一分、第七號一割七分、中間第四號及第六號各一割七分及八分である。更に各州の第三號及第五號タイプを示せばセアラ一割及三割一分、北大河州四分及一割七分、パライバ三割五分及一割八分、ベルナム州二割九分及一割六分、アラゴアス二分及三割三分等、大體北東部良く特に北大河州は第一號が五分を占めて居る。右はセリド棉の存在に因ることである。

棉花生産額

當國の農年は八月一日より起算し、棉花豫想は其以前にも行はれ

が、七月末日を以て一應決定するが、

年次	反別百亞	生産噸	當國
一九二一	六二	九四八	二九、八九
一九二二	五七	五三二	二四、八五
一九二三	六六	八八七	二七、〇〇
一九二四	六八	一、〇七二	二九、〇〇
一九二五	六八	一、〇七二	二九、〇〇
一九二六	六八	一、〇七二	二九、〇〇
一九二七	六八	一、〇七二	二九、〇〇

客年度生産は農務省公定相場に依り一基、一「ミル」七百「レイ」を以て計算すれば十八萬八千八百「コントス」で、全國收穫物中第八位となる。

棉工業

當國の紡績及織物工業は、前世紀末から順調の發達を遂げ來り、今日では棉毛消費量九萬五千噸其生産は國內織物消費量の九割に當る。發達の状況は左表に依つて明である。

年次	工場數	織機	生産千米
一九二一	—	—	—
一九二二	—	—	—
一九二三	—	—	—
一九二四	—	—	—
一九二五	—	—	—
一九二六	—	—	—
一九二七	—	—	—

(括弧内は世界の順位)

世界	紡績(千)	織機(千)	生産(千)
一九二一	—	—	—
一九二二	—	—	—
一九二三	—	—	—
一九二四	—	—	—
一九二五	—	—	—
一九二六	—	—	—
一九二七	—	—	—

米大陸棉花消費量の九割を占め、紡績及織機数はペルー、コロンビヤ、エクアドル三國合計の十五倍を占めて居る。尙資本金其他左の通り。

(單位コントス)

資本金	負債
五八、五七	一〇、二六
三九、二二	—

會社數二百七十七、資本金は最高三萬五千「コントス」最低千「コントス」で、平均二千「コントス」となる。負債が資本の半以上なるもの二十九、資本と同額若くは其以上なるもの六、其中資本金の二倍なるもの唯一である。營業成績は大體良好で、一割乃至一割五分見當の配當は普通で二割、三割稀には四割に上るものがある。

附記昭和三年一月商工省派遣旅商の報告に依れば同國の織維工業は近年著しき進歩を遂げ織維物はマンチエスターの細物織を除いては粗布生金巾縮縮に至るまで製織しボプリン其他普通織物朱子縮等は斬新なる柄物が製織され人絹交織及人絹物など精巧な内國産があり柄等も本邦品に比し流行的なものである展示の本邦見本は其等の國産品に比し寧ろ見劣りする感

がある國産品陳列所の見本品と本邦品と比較すれば伯國の綿織物工業は殆んど自給出來得る域に達して居る殊に輸入品に對しては國産保護の重關稅を課する爲マンチエ

土耳其に於ける綿布取引事情

棉製品 土耳其に於ける綿布の輸入額は相當大なる數字を表はし居り一九二六年の綿布輸入高は一、二、四、四四四土貨磅に及び日本よりの輸入は近年約六百萬圓に達し此等日本よりの輸入せられたるもの大部分は粗布を以て占む、綿布の輸入統計としては完全なるものなく聊か古き様なれ共一九二四年度統計の一部を次に示す。

Table with columns for countries (Turkey, India, etc.) and values. Includes a summary row for 'Total' and 'Turkey's share'.

土耳其に於ける紡織業は未だ幼稚にして現在の所知られたる綿布工場は主として六ヶ所に止り此等工場は年産一、四、九萬米に過ぎず同國政府も國産獎勵に努め居るを以て近年産額が増加を見るも綿布の消費額より見れば殆ど其の形なきがごとき程度にて大部分は輸入品を以て一般の需要に當て居れり。

り込み困難と見らる。無地物に於ては日本品も少量の輸入あり概して厚地よりも薄地を好み毛足は稍々長き宜しき模様なり。

五十四吋の物出來れば非常に有望なり。(リ)綿布ハシャツ及び婦人用服地として相當多く主として伊太利及び佛國より輸入し人絹綿交織のもの相當あり然し日本品は値段に於て約二割位高く競争は困難と見らる。

(タ)粗布ハ殆んど日本品獨占にして需要高より見ても第一位にありて爐獅子最も多く次に龍にて近年又獅子等も市場にあり粗布の日本より輸入せらるゝ數は正確なる數字なきも一ヶ年約二萬俵といはれ一九二六年には二萬俵を餘程越したる模様なり。

信用貸にて行なはるゝに至れるも市況不振の爲め回収困難に陥り易く最近米國商人の如きは一切現金取引に依る事となせる状態なり、然しながら新規販路擴張を計らんとせば代金の支拂方法を容易にする爲め適當なる方法を講究せざるべからず。

ヤストルの割合にて實際は此の稅率に係數五を乗じたるものが適用せらるゝに至りしものなり。

相當綿布の賣行良好なり。六、本邦との運輸關係 從來より今日も尙日本より同國へ向ける着物の輸送は必ずポルトセツトに於て積換を要し以て此の積み換には莫大の経費と危険を伴ひ現在綿布に對する運賃はポルトセツト迄一噸六十一志にして其れよりコンスタンチノールまで二十三志なれば合計八十四志を拂ふものなり、又積換に伴ふ危険と餘分な日数を要する事は日本の輸出業者にとり非常に憂慮する所に於て自然物價にかゝる可き保険料も高く不利の點少なからず、依つて日土兩國間の貿易促進には是非日本より直通の航路開始を必要とす。

七、販路擴張に就いて 土耳其は概して歐米人に對し好感を抱かざるものゝ如く之に反して日本人は亞細亞人種なると今一は日本に政治的の野心なきを知らるを以て一般に日本且つ日本人に對し好意を抱き居るもの如く見受けらる、幸ひ土耳其政府率先して通商經濟關係を一層親密にせんとする計畫を有しそれが行はるゝに至らば彼等の貿易上益する所甚大なるを信ず、依つて之が實現に

は我が政府當局の特別な盡力に俟ち銀行業者の了解宜しきを得て日本に於ける一般輸出業者に對し爲替取引の上に便宜を與ふべきなり。

八、結論

土耳其は前述の如く財政困難なる國にして一般に國民は疲弊し購買力鈍きを以て輸入品購買に際して價額廉なるものに走り、従つて相場は此の邊に嚴しきを以て將來の通商には此の邊に相當の注意を拂はざるべからず、同國の需要多き綿布にして今日まで日本より餘り多くの輸出を見ざる品に對しては特に貿易業者と機業家とが相和し以て共同動作に出で貿易業者は常に設備を完全に整え諸種の機關を利用して先方の信用状態を良く知り趣味習慣等に迄廣く耳りて調査を重ね最も彼の市場に適する物を定めたる上競争國の商品を比較して品質價値の點より寸法、意匠仕上等を機業家に計るべく、機業家は此場合一時的利慾に捕はれず貿易業者の希望即ち輸入國の希望を以て至らば將來必ず此の方面の發展を見る事疑ひなしと信ず。(昭和三年二月二十八日商工省派遣旅商報告に由る)

埃及の莫大小工業と保護問題

埃及は農業本位國であり特に棉花耕作を以て國民經濟の最上無二の資源とする國柄であることは既に屢々報告した通りであるが、その結果として世界市場に於ける棉花價格の高低に依り國家經濟が直に左右せらるゝ危険があり、數年來棉價低落の結果當國財界に大恐慌を來した事實に鑑み、當國政府は最近頻りにその對策に腐心し、或は棉花以外に米麥其他の農作物を獎勵し、或は内地工業の發達を保護せむと試みてゐる。

就中國内工業獎勵の方針に就ては、各方面に其實證を擧げ得るが、今當地新聞に大要左の如き記事が現はれた。一アレキサンドリアのドラ商會は其經營に係る莫大小工場の擴張に必要な七十八臺の機械(其總價格三三、五〇〇埃及磅)を輸入するに際し、大蔵省に對し之が輸入税の免除を願出た處、同省は閣議の裁決を仰いで之を許可することにした。其理由は同工場の使用する原料品は皆埃及棉にして、現在九

十二名の職工もすべて埃及人であること、現在七十臺の機械で一ヶ月の製造高二、五〇〇打であり既に其一部をパレスタイン其他へ輸出してゐるが、新機械据付後は製産月額七、〇〇〇に達し職工數は二五〇に増す管なること、又近々新靴下工場完成せば三百五十人の埃及人職工を以て月額四、〇〇〇打の製品を出す筈であることが總て獎勵に値すといふに在る云々。右の記事で判るのは此の埃及唯一の莫大小工場が現在では未だ頗る貧弱小規模で差當り本邦品に對し競争無能力であることだが、同時に政府の保護次第で將來は相當に發達する見込があり、殊に現に其所用機械の輸入税免除を受け得た程であるから、一九三〇年以後當國關稅率改正に當つては彼等當業者は極力保護關稅設置の運動を行ふであらうから、その競争品を輸出する本邦側に於ては大に注意を要すると思ふ。

(昭和三年六月在歴山帝國總領事横山正幸氏報告抄)

法令

織物消費税法

(明治四十三年三月 法律第七號)

改正 大正八年第三號一一年 第一七號大正一五年第二二號 第一條 織物ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス但シ綿織物ニ付テハ此ノ限リニアラス 第二條 本法ニ於テ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九五以上ノ綿ヲ以テ組成シ絹、人造絹、金屬絲、金屬線、金屬箔、漆絲又ハ漆箔ヲ交ヘサル織物ヲ謂フ 第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス 一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムト

二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物 三 消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ヲ交付ス 第四條 消費税ハ製造場、税關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人ノ納付スヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費税ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費税ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス 第五條 消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月

以內消費税ノ徵收ヲ猶豫ス 第六條 消費税ヲ納付シ又ハ消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納稅済證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅済證ノ貼付ヲ受ケルコトヲ得 第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ納付セシメシテ織物ヲ引取ルトコトヲ得 一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ 二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ 三 一定ノ場所ニ於テ消費税ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ 前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ輸出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス 第八條 消費税ヲ納付シ製造場ヨリ引取タル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル時ハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ノ徵收ヲ爲サス

第九條 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除ク外、製造場、税關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ 前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ノ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス此ノ差額ニ對シテハ前二項ノ規定ヲ準用ス 第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除ク外消費税納付前ニ於テ製造場、税關又ハ保税

織物消費税法

倉庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得
第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ織物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス
第十二條 織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス
第十三條 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得織物ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造場トヲ區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十四條 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ
第十五條 收税官吏ハ織物ノ製造場、販賣場、又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入り織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

トヲ得
收税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得
第十六條 收税官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收税官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得
第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費税ヲ徴收ス但シ消費税四圓未満ナルトキハ罰金ハ二十四トス
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費税ヲ徴收ス但シ消費税四圓未満ナルトキハ罰金ハ二十四トス
第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四十八條第二項ノ例ヲ用キス
第二十條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ

物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セザルトキ
第二十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル
第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ
第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者、織物又ハ製品ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セズ又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ意リタルトキ
命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セズ又ハ印紙ヲ貼用セザルトキ
第四條 收税官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ
第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四十八條第二項ノ例ヲ用キス
第二十條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ

禁止産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本法人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年人者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第二十一條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ場合ニ依リ之ヲ適用ス
第二十二條 政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲナシ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得
前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得
第二十三條 第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條第二號第四號及第十九條乃至第二十一條ノ規定ハ繙織物ニモ之ヲ適用ス
政府ニ申告セズシテ繙織物ヲ製

造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別稅法中織物消費税ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス
附 則(大正八年第三三號)
本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則(大正一一年三月法律第一七號)
本法ハ大正一一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則(大正十五年第二二號)
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ
二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費税法第七條ノ規定ニ依リテ消費税ヲ納付セスシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ
三 本法施行前消費税ノ徵收ヲ猶

豫シタルモノ
四 本法施行前消費税ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ
消費税ヲ納付シタル繙織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモノ織物消費税法第三條第二項ノ規定ヲ適用セズ
改正
大正八年第四五號、九年第五八五號、一一年第五〇號、大正一五年勅令第三八號
第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス
第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造所ニ種類ヲ定メ其ノ製造場所籍務署ニ申告スヘシ但シ繙織物ニ付テハ組成原料(織物消費税法第一條ノ二第一項)ノ繙織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノハ本令第三十一條第十四條ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合ヲ併セ申告スヘシ
販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セム

織物消費税法施行細則(明治四十三年三月勅令第一八五號)

第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス
第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造所ニ種類ヲ定メ其ノ製造場所籍務署ニ申告スヘシ但シ繙織物ニ付テハ組成原料(織物消費税法第一條ノ二第一項)ノ繙織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノハ本令第三十一條第十四條ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合ヲ併セ申告スヘシ
販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セム

依リ申告シタル事項又ハ第四條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ
第八條 織物製造業又ハ販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
織物製造業又ハ販賣業ヲ讓渡シタル者ハ讓受人ト連續シ所轄稅務署ニ申告スヘシ
第九條 織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ
第十條 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費税ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ但シ輸出ノ目的ヲ以テ製造セララル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ承認ノ省略ヲ爲スコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ

織物消費税法施行細則

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ消費稅ノ免除ニ關シテハ準用ス

ル場合ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

トキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出ス

織物消費税法施行細則

量及其ノ使用ノ日
三 製造シタル種類、數量及製造ノ日
四 他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十八條 本令中稅務署ニ關スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

一 括シ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ一括毎ニ之ヲ一點トス

附則 本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

輸出絹織物取締法

本令第三十一條第四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ粗

成原料及其ノ重量割合ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

輸出絹織物取締法(昭和二年三月) 法律第二十七號

第一條 輸出絹織物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出絹織物検査所ノ検査ニ合格シタルモノニ非ラザレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

ノ業務ニ關シ本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ第三條ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付イテハ此ノ限りニ在ラス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ臨檢々查ヲ拒ミ、妨ケ若クハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本法は昭和三年三月三十一日ヲ以テ發布されたが更に同年十二月二十四日附を以て施行期日を昭和三年一月十五日とするの件及輸出絹織物の検査手数料を一西に付金二錢とするの件と共に本法の施行規則が發布された

染料醫藥品製造獎勵法(大正四年六月) 法律第十九號

第一條 本法ニ於テ染料ト稱スルハ「アニリンソルト」「アニリン」染料「アリザリン」染料及人造藍ヲ謂ヒ醫藥品ト稱スルハ勅令ヲ以テ指定スル醫藥品ヲ謂フ

第六條 主務大臣ハ會社カ法定若ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコトヲ得

蠶絲業法(明治四十四年三月法律第四十七號) 改正 大正六年七月第一六號

第一條 本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、眞綿製造、殺蛹乾滿又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若クハ保管ヲ業トスル者ヲ謂フ

第七條 蠶種製造者ハ原蠶種ヨリ產出シタル繭ヲ用フルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

染料醫藥品製造獎勵法

定ムル所ニヨリ蠶兒、繭及母蛾ニ付検査ヲ受クヘシ
蠶種製造者ハ普通蠶種ト爲サムトスル蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ標立口毎ニ其ノ母蛾ニ付検査ヲ受クヘシ
蠶種製造者ハ前項ノ歩合検査ニ合格セサル蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クルコトヲ得但シ第十三條但書ノ期間内ニ検査ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入若ハ輸入シタル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス
但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル蠶種及其ノ蠶兒ハ此ノ限ニ在ラス
第十五條 地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ押捺セラレタル検査合格ノ證明ヲ發見シタルトキハ測滯ナク之ヲ抹消スヘシ
第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス
學術研究ノ爲ニスル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ第十四條及前記ノ規定ニ拘ラス蠶種ノ製造又ハ蠶兒ノ飼育ヲ爲スコトヲ得此ノ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得
第十七條 本法ヲ施行セザル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ヲ移入又ハ輸入シタル者ハ其ノ蠶種ニ對シ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クヘシ但シ前條第二項ノ規定

ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス
移入又ハ輸入官署公署ノ證明ヲ得タル蠶種ニ對シテハ前項ノ検査ニ代ヘ其ノ證明ニ付検査ヲ爲スコトヲ得
第十八條 主務大臣必要ト認ムルトキハ原蠶種ノ製造者ハ其ノ讓渡、讓受又ハ原蠶種ノ種類ヲ制限スルコトヲ得
主務大臣ハ地方特別ノ狀況ニ依リ地方長官ヲシテ前項ノ制限ヲ爲サシムルコトヲ得
第十九條 主務大臣又ハ地方長官ハ桑苗ノ仕立、蠶絲類ノ検査又ハ桑苗、蠶種若ハ繭ノ賣買若ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得、但シ地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
第二十條 各種ノ臺紙又ハ容器ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十一條 (削除)
第二十二條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十一條及第十七條ノ検査其ノ他蠶病豫防ノ必要ナル吏員ヲ置クヘシ
第二十三條 (削除)
第二十四條 第五條、第七條、第

九條乃至第十一條、第十七條及第三十八條乃至第四十一條ノ規定ハ府縣ニ之ヲ適用セス
第二十五條 地方長官必要ト認ムルトキハ野蠶ノ飼育、採種又ハ野蠶生繭ノ取扱ヲ業トスル者ニ第四條第一項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
第二十六條 第十一條及第十七條ノ検査其ノ他蠶病豫防ニ關シ必要ナル費用ハ府縣ノ負擔トス但シ國庫ハ其ノ半額以內ヲ補助スルコトヲ得
第二十七條 府縣ハ第十一條第一項ノ検査ヲ受ケタル蠶種ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ原蠶種ニ供用シタルコトヲ證明ナキモノニ限り検査手数料ヲ徵收スヘシ
府縣ハ第十一條第三項ノ検査ヲ受ケタル蠶種ニ對シテ命令ノ定ムル所ニ依リ検査手数料ヲ徵收スルコトヲ得
第二十八條 蠶絲業者ヲ以テ組織スル同業組合聯合會ノ設置ニ付テハ重要物產組合法第三條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス
第二十九條 前條ノ同業組合聯合會及一府縣以上ノ地域トスル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ同業組

合取會ニ加入セザル者ハ相互ノ氣脈ヲ通シ及蠶絲類ノ海外貿易ノ發展其ノ他蠶絲業ノ利益増進ヲ圖ル爲全國ノ地區トシテ蠶絲同業組合中央會ヲ設置スルコトヲ得
主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ニ掲ケタル者ノ外同業組合聯合會ニ加入セザル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ蠶絲業同業組合中央會ニ加入スヘキ者ヲ指定スルコトヲ得
第三十條 蠶絲業同業組合中央會ノ設置ヲ發起セムトスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
前項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及前條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第三十一條 蠶絲業同業組合中央會成立シタルトキハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及第二十九條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定

シタル同業組合ハ之ニ加入スヘシ
第三十二條 蠶絲業同業組合中央會ノ會議ハ之ヲ組織スル同業組合聯合會及同業組合ニ於テ同業組合ノ組合員中ヨリ選舉シタル議員ヲ以テ組織スヘシ
主務大臣ハ蠶絲同業組合中央會ノ議員定數ノ五分ノ一ヲ越エサル特別議員ヲ命スルコトヲ得
第三十三條 蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數配當及選出方法並ニ役員ノ名稱選任解任及權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十四條 重要物產同業組合法第六條、第七條及第十一條乃至第十六條ノ規定ハ蠶絲同業組合中央會ニ之ヲ準用ス
第三十五條 當該官吏員ハ蠶病若ハ桑ノ病蟲害ノ豫防又ハ蠶絲類ノ検査ニ關シ蠶種、生絲、桑苗又ハ蠶絲類ノ取扱ヲ爲ス者ノ店舗、倉庫、製造場、飼育場、圃場等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ必要ナル分量ニ限り無償ニテ物品ヲ收去スルコトヲ得
地方長官本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリ

ト認ムルトキハ當該官吏員ヲシテ前項ニ掲ケタル場所ニ臨檢シ犯罪嫌疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若ハ之カ差押ヲ爲サシムルコトヲ得臨檢、尋問、搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス
第三十六條 當該官吏員ハ自己親族又ハ同居者ニ對シ第十一條及第十七條ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス
第三十七條 蠶絲業者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得
前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ拂利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 詐欺ノ所爲ヲ以テ第十一條又ハ第十七條ノ検査ヲ受ケタル者

二 第十四條ノ規定ニ違反シタル者
第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 免許ヲ受ケシテ他人ニ讓渡スル目的ヲ以テ蠶種ヲ製造シタル者
二 第四條第一項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者
三 第七條ノ規定ニ違反シタル者
第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 第九條ノ規定ニ違反シタル者
二 第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者
第四十一條 第三十八條、第三十九條第一號第三號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒、又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徵ス
前項ノ蠶種又蠶兒犯人以外ノ者ニ屬スルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得
第四十二條 第三十五條ノ規定ニ依リ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケ

蠶絲業法
第十四條 蠶絲業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ之ニ適用ス...

工場法

十五年一月一日ヨリ施行
蠶病豫防法ハ之ヲ廢止ス
第四十八條 本法ハ沖繩縣、小笠原島、伊豆七島其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域ニ之ヲ施行セ...

工場法

ル自家用蠶種ノ蠶兒ハ本法施行後ト雖モ之ヲ飼育スルコトヲ得
第五十二條 本法施行ノ際蠶種ノ冷蔵ヲ業トスル者ハ本法施行後一年ヲ限り免許ヲ受ケスシテ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得...

第七條 工場主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケ...

工場法

ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亙ラス且ツ一月ニ付七日ヲ越エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受ケルコトヲ要セス...

埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得...

職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證據ヲ携帶スヘシ
第十五條 工場主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ職務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ...

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發シタル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限りニ在ラス
工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ...

工場法

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニ在ラス

テ發シタル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除ク外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

工業労働者最低年齢法抄 (大正十二年三月法律第三十四號)

第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ謂フ 一、鑛業、砂鑛業、石切業其他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業 二、物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業(造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム) 三、土木建築其他工作物ノ建設改造、保存、修理、變更、解体又ハ其準備若ハ基礎工事 四、道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ

後三年間ハ之ヲ十五歳トス職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス

運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク 五、船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱 第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十ニ歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス

其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備付クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ノ備付アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス 第四條 當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ 第六條 第二條ノ規定ニ違反シタルモノハ千圓以下ノ罰金ニ處ス 第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス 第八條 使用者營業ニ關シ未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スルモノニ之ヲ適用ス

日本紡織年鑑(完)

昭和三年十月二十五日印刷
昭和三年十一月三日發行



發行所

東京市日本橋區長谷川町二十三番地

日本紡織通信社

電話 漢花 一九六六番
三八二三番
振替口座東京四〇四七四番

日本紡織年鑑

定價金拾五圓

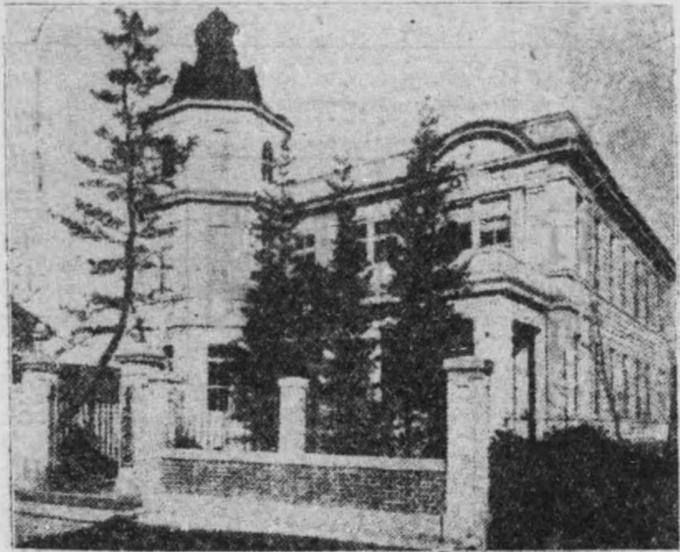
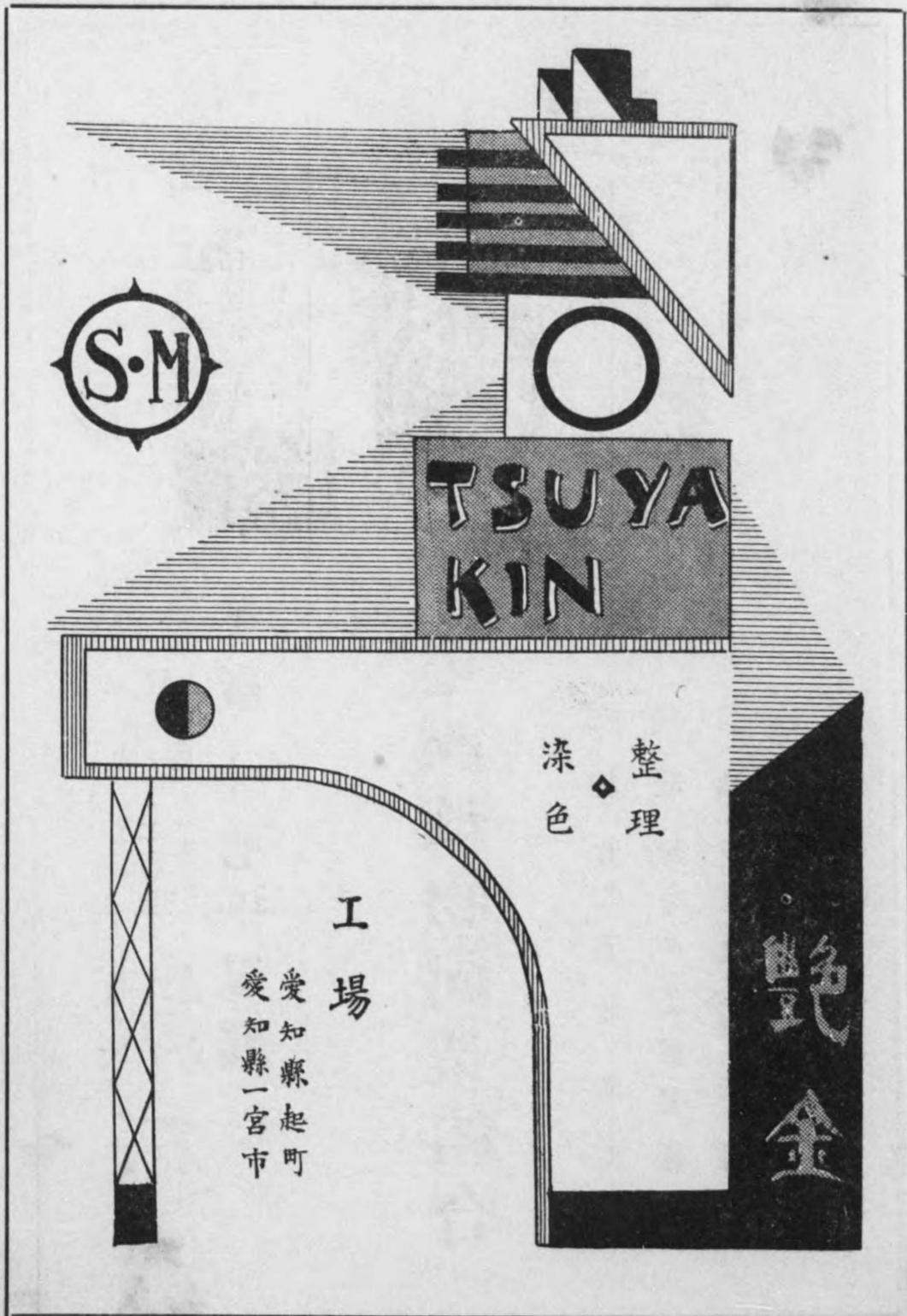
編纂兼 發行所 東京市日本橋區長谷川町二十三番地
日本紡織通信社

右代表者 西川浩世

印刷所 東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地

文雅堂印刷部

印刷者 山本三郎



年產——七千萬圓

尾西織物同業組合

譯 內

毛織物——五千萬圓
 綿織物——千五百萬圓
 交織物——九百萬圓

株式會社



名古屋銀行

名古屋市中區榮町

株式會社



愛知銀行

名古屋市西區玉屋町

株式會社



明治銀行

名古屋市中區榮町

年產壹千貳百萬圓



尾州織物同業組合

愛知縣木曾川町

(電話木曾川壹番)



より便利に、より経済的に
時代の要求をそのまゝに!!
あらゆる流行品、實用品を
合理的廉價にて提供しつゝ、
社會奉仕に努めて居ります

皆様の百貨店

物産館

京都驛前



善い品物を敏速に安價に
皆様の御家庭に供給する
ことが近代生活の要求で
ございます
この要求に叶つた百貨店
は大丸です

京都 大丸 四條

祝 士 奉



株式會社十一屋
取締役 小出庄兵衛
常務取締役 西岡常吉
取締役 龍定助
同 殿木三郎
同 中村豊右衛門
同 伊藤由太郎
同 淺井清次郎
監査役 富田重郎

町常屋古名

屋一十

株式會社

白眉織單帶

白眉織袋帶

製造元

白眉會

都	京				
陣	西				
		市	梶	樋	
		川	田	口	
		藤	忠	萬	
		三	三	太	
		郎	郎	郎	

關東織物問屋

青山合名會社

東京日本橋區田所町

濱松市板屋町

遠州織物
買繼問屋
加藤商事株式會社

高級輸出
綿布製造
加藤商事
株式會社
機織部



於東京國產振興博

優良國產賞受領

賜宮內省御買上

時代の要求する
正札陳列問屋
現金織物問屋

營業品目

吳服 綿布 洋反物



合名會社

瀧富商店

假營業所 東京市日本橋區富澤町角

電話浪花 番六六二 番四三三
番八九一 番七五二六

相場表御申
越次第贈呈

本營業所建築中
日本橋區通旅籠町大門通角

桐生市買繼商

上岡商店

電話七二七番

桐生市買繼商

綾羽商會

電話四六七番

桐生織物同業組合

第一部

御召縮緬製造業

第二部

平着尺織物製造業

第三部

帶地織物製造業

桐生織物買繼商

小野木商店

電話五九番

桐生織物買繼商

上桐生商會

電話五二〇番

織八王子物買繼商

全土屋留次郎商店

八王子市

八王子織物
甲斐絹類
銘仙類
青梅夜具地

問屋

全土屋留次郎東京店

東京日本橋本町

織八王子物買繼商

余澁谷定七商店

八王子市

扱品

八王子織物
甲斐絹類
秩父銘仙
飯能銘仙
村山大島
越後明石
本セール

織物問屋

余澁谷定七東京店

東京日本橋富澤町



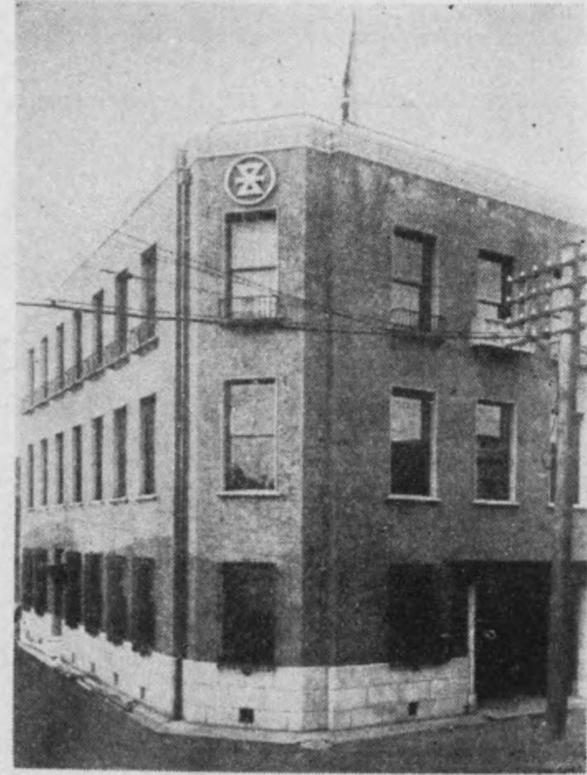
吳服問屋

小泉

會合名社

東京店

東京市富澤町
電話浪花(三三三三番)



柿原合名會社

東京支店

東京市日本橋區通旅籠町

創立 明治廿九年
 資本金 五千萬圓
 諸積立金 千八百六拾九萬圓
 保留金



日本毛織株式會社

NIKKE

本店 神戸市西出町六九
 支店 東京市丸の内三菱七號館
 出張所 大阪市東區淡路町四丁目

營業品目—綿糸布、絹糸布



富士瓦斯紡績株式會社

本社

東京府南葛飾郡大島町五丁目

東京出張所

電話本所 四七四番
 東京市日本橋區坂本町

電話茅場町 (66)
 電話本局 一一八九番

大阪出張所

北區中ノ島二丁目
 電話本局 一一八九番

毛糸、綿糸紡績モスリン
毛織物、金巾、キヤラコ製織



東京モスリン紡織株式會社

營業所 東京市日本橋區蛸壳町二丁目壹番地

電話茅場町(66) 長 三一三三番
三一三〇七番

製品目録

綿糸	太糸、中糸、細糸、撚糸、瓦斯糸各種
綿布	粗布、細布、細綾、二巾金巾、三巾金巾、並巾金巾、瓦斯金巾各種
加工綿布	晒金巾、色金巾、色細綾、縐子、網代綿縮緬種
紡績絹糸	本練、半練、伊勢崎向、紬糸、縫糸各種
絹布	平絹、厚地平絹、縞平絹、京絹、鐘絹
生糸	練縐子、鐘紡縮緬、桂美縮緬、佛蘭西縮緬
	ジヨウゼツクレイプ各種
	十四中、二十一中、十七中



鐘淵紡績株式會社

本社 東京府南葛飾郡隅田町

營業部 神戸市御崎町

電話墨田 三〇九、二一〇、二一三

電話兵庫 長八〇、八一、八二、八三、八四

電報略號 ヒヨウゴカネボウ
私書函兵庫第三十二號



一年の重寶を

……年鑑に

年中の御用を

……松坂屋へ



座銀 ▽ 野上

屋坂松



松屋の信條

弊店は常に良品本位に、流行の源泉たるを期し品質柄合を吟味に吟味致し、御満足を願へる優秀品を差上げる事に努めて居ります。地方の御注文は通信販賣係へ御申下さいますれば、早速御届け申上げます。何卒御引立の程を……

振替 八八〇番 東京
電話 東京橋(56)代 三四三
番番番



東京 松屋吳服店 銀座

お買物は三越

三越の品は品質が良く値段が低廉です



- ◆三越は百貨店で御座いますから季節品が充實して日常生活に必要な品は大抵取揃へて御座います。
- ◆流行と實用の良い品は東京から御求め遊ばすに限ります
- ◆東京でも、三越の品ならば一番安心で、一番低廉で御座います。

三越

橋本日京東

製 品

絹紡糸 女神

金鷹・銀鷹・白鷹
金恵比須・白恵比須

不二絹 K.S. ・ K.O. ・ R.O. ・ N.S.



日本紡績株式会社

営業所
 東京 大坂 京都
 福山第一郡 山田第二郡



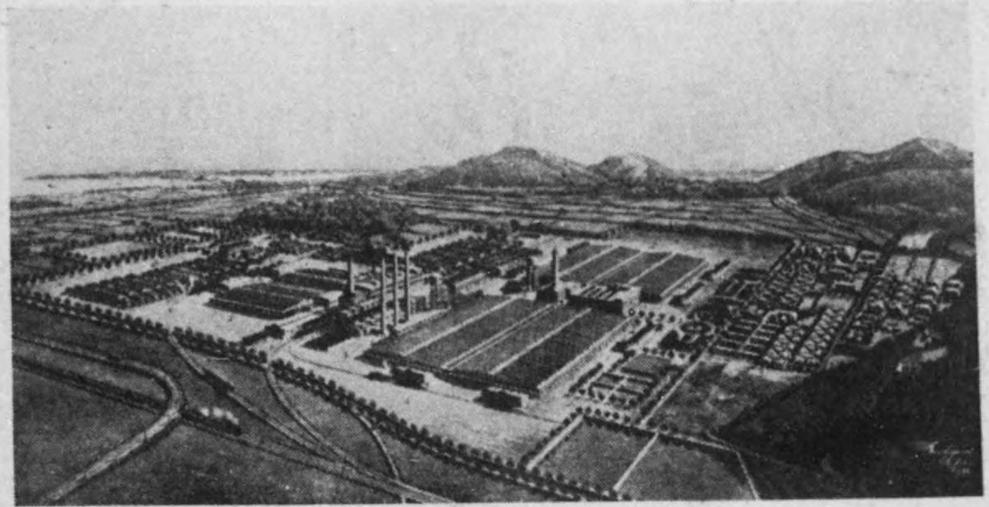
秩父絹織物同業組合

本場秩父銘仙

實質本位の
定評ある

埼玉縣秩父町

東洋レーヨン株式会社



滋賀工場

東洋レーヨン製品ノ特徴

- 1 手觸柔軟ニシテ而モ腰強シ
- 2 色澤純白ニシテ上光リナシ
- 3 織度均一正確而モ糸足長シ
- 4 強韌性ト耐水性
- 5 染色容易ニシテ均齊ナリ

超特等品 (マルチ糸)

本邦唯一ノ最優秀糸ニシテ特製品ナリ
 單纖維數ハ普通品ノ倍ナリ
 手觸ハ本絹ニ等シク絹鳴ヲ生ズ
 御注文ニ應シテ製造ス

總代理店

三井物産株式会社

東京、横濱、桐生、新潟、福井、名古屋、金澤、京都、大阪

營業品目

モスリン、毛糸、羅紗、セルジス
旗布、袴地、毛布其他一般織物

合同毛織株式會社

本社 大阪市東淀川區中津濱通一丁目

電話北

一七七〇番 五三二九番
一七七一番 五六六一番
一七七二番 二二一七番
一七七三番

東京支店 東京市麴町區八重洲町一丁目

電話丸ノ内(23) 長 五七七四番
五七六番

終